



第4次 常陸大宮市 男女共同参画計画

常陸大宮市
令和8年6月

第1章 計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・1
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・2
4. 計画づくりの体制・・・・・・・・・・・・・・・・2
5. SDGs を踏まえた計画の推進・・・・・・・・3

第2章 男女共同参画に関する動き・・・・・・・・4

1. 世界の動向・・・・・・・・4
2. 国の動向・・・・・・・・6
3. 茨城県の動向・・・・・・・・7
4. 常陸大宮市の動向・・・・・・・・8

第3章 市の概況・・・・・・・・10

1. 人口の推移と年齢3区分別人口構成比の推移・・・・・・・・10
2. 50歳時未婚率・・・・・・・・11
3. 合計特殊出生率・・・・・・・・12
4. 女性の年齢階級別労働力率・・・・・・・・13

第4章 計画の基本的な考え方・・・・・・・・14

1. 計画の基本理念・・・・・・・・14
2. 基本目標 (GOAL)・・・・・・・・15
3. 計画の体系・・・・・・・・16

GOAL I 男女共同参画の推進による多様な幸せ (well-being) の実現・・・・・・・・17

- 基本施策 1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進・・・・・・・・17
- 基本施策 2 仕事と生活の調和・雇用における男女共同参画の推進・・・・・・・・20
- 基本施策 3 地方創生と地域における男女共同参画の推進・・・・・・・・25
- 基本施策 4 あらゆる暴力の根絶・・・・・・・・31
- 基本施策 5 多様な生き方への対応と生涯にわたる健康づくり支援・・・・・・・・36

GOAL II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・・・・・・・・41

- 基本施策 1 男女共同参画の視点に立った慣行の見直しと意識の改革・・・・・・・・41
- 基本施策 2 教育・メディア等を通じた意識改革・理解の促進・・・・・・・・44
- 基本施策 3 男女共同参画の視点からの国際的協調の促進・・・・・・・・47

資料編・・・・・・・・49

1. 策定経緯・・・・・・・・50
2. 常陸大宮市男女共同参画推進会議・・・・・・・・52
3. 常陸大宮市男女共同参画推進連絡会・・・・・・・・54
4. 男女共同参画に関連する主な法律・・・・・・・・56

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

常陸大宮市(以下「本市」という。)では、平成18(2006)年度に「常陸大宮市男女共同参画計画」、平成23(2011)年度に「第2次常陸大宮市男女共同参画計画」を、そして令和3(2021)年度に「第3次常陸大宮市男女共同参画計画」を策定し、「気づこう共に 寄り添おう共に～誰にでもやさしいまち常陸大宮～」を基本理念に掲げ、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきました。

第3次計画の計画期間においては、新型コロナウイルス感染症の影響により地域活動や経済活動に影響が生じる中、複雑な問題を抱える家庭の孤独・孤立や、貧困等の問題が顕在化しており、男女共同参画の分野においても困難を抱える方へのきめ細かな支援の必要性が高まっています。

また、本市の高齢化率は41.3%(令和7(2025)年10月1日現在、県統計課「常住人口調査」による)で、県内で5番目に高い数値となっており、全国の高齢化率29.4%を大きく上回る数値で推移しています。少子高齢化が深刻化する中で、活力ある社会を維持するためには、性別や年齢に関係なく、意欲と能力ある個人が仕事、家庭・地域社会のそれぞれで活躍の機会を広げることが重要です。同時に、お互いの考えや価値観を尊重し合い、人々が対等な立場で関わり合うことができる社会の実現が必要不可欠です。

そのためにも、性別による固定的役割分担意識の解消や、配偶者等からの暴力(DV※1)、セクシュアル・ハラスメント等の人権侵害への対応など、引き続き男女共同参画施策に粘り強く取り組んでいくことが求められています。

この度、「第3次男女共同参画計画」の期間が満了するに当たり、市民、事業者、学校、行政が一体となり、より一層の男女共同参画の推進を図るため「第4次男女共同参画計画」(以下「本計画」という。)を策定するものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づき、国の「男女共同参画基本計画」、茨城県の「男女共同参画基本計画」、本市の最高位計画である「常陸大宮市総合計画」と整合性を図り策定するものです。

また、本計画は以下のとおりの計画として位置付けます。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」(女性活躍推進計画)

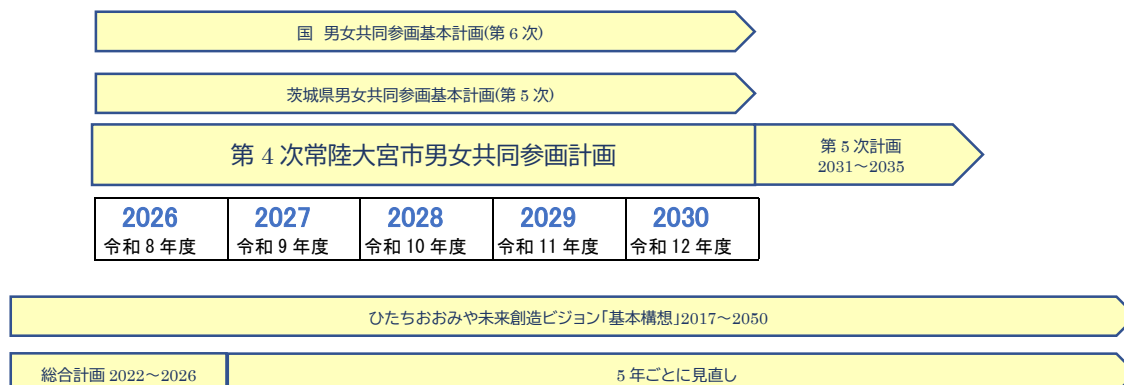
○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」(DV対策基本計画)

○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項に基づく「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」(困難女性支援計画)

※1 DV ドメスティック・バイオレンス。配偶者・パートナーからの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命または身体に危害を及ぼすものをいう。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和 8(2026)年度から令和 12(2030)年度までの 5 年間とします。
なお、社会情勢の急激な変化や、国・県の動向、進捗状況を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとします。



4. 計画づくりの体制

本計画は、庁内の「男女共同参画推進連絡会」で調査検討を行い、外部の有識者で組織する「男女共同参画推進会議」の意見を伺い策定するものです。

なお、計画の策定に当たっては、「男女共同参画社会に関するアンケート調査」(以下「アンケート調査」という。)の結果や、パブリックコメント(市民等の意見公募)などにより、広く市民の意見を反映しています。また、市職員によるグループディスカッションを行い、職員の意見についても反映しています。

5. SDGs を踏まえた計画の推進

SDGs(Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標)とは、「誰ひとり取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための、令和 12(2030) 年を年限とした国際目標のことです。平成 27(2015) 年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択され、17 のゴールと、169 のターゲットから構成されています。

本市では、男女共同参画において、SDGs の 17 のゴールのうち、ゴール 4「質の高い教育をみんなに」、ゴール 5「ジェンダー平等を実現しよう」、ゴール 10「人や国の不平等をなくそう」、ゴール 16「平和と公正をすべての人に」など関連するゴールと結びつけながら、SDGs を踏まえた男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 男女共同参画に関する動き

1. 世界の動向

国際社会における男女共同参画に向けた取組は、昭和 50(1975)年の「国際婦人年」を契機に本格化しました。その後、女性に対するあらゆる差別を撤廃し、平等を推進するための条約や行動計画が次々と採択され、世界各国で取組が進められています。

年	内 容
昭和 50(1975)年	「国際婦人年」を宣言 国際社会において、昭和 50(1975)年を国際婦人年とし、同年開催された第 1 回世界女性会議で、女性の地位向上のための「世界行動計画」が採択されました。
昭和 54(1979)年	「女性差別撤廃条約」の採択 従来の男女の性的役割分担に基づく差別や偏見を撤廃し、男女平等の実現を目指すために、国連総会で採択されました。
昭和 60(1985)年	「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の採択 平成 12(2000)年に向けて女性の地位向上のために世界的に取り組むべきガイドラインが採択されました。
平成 7(1995)年	「北京宣言及び行動綱領」の採択 女性の健康や女性に対するあらゆる暴力の 12 の課題が示され、「男女平等・開発・平和」のためのあらゆる分野における女性の参画を求める宣言がなされました。
平成 12(2000)年	「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」の採択
平成 18(2006)年	世界経済フォーラム(WEF)において世界各国の男女格差を測る指数である「グローバル・ジェンダー・ギャップ指数」が公表
平成 23(2011)年	「UN Woman(ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関)」の発足
平成 27(2015)年	「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(SDGs)」の採択 人間、地球及び繁栄のための 17 のゴールの 1 つに「ジェンダーの平等を達成し、全ての女性と女児のエンパワメントを図る」が掲げられました。

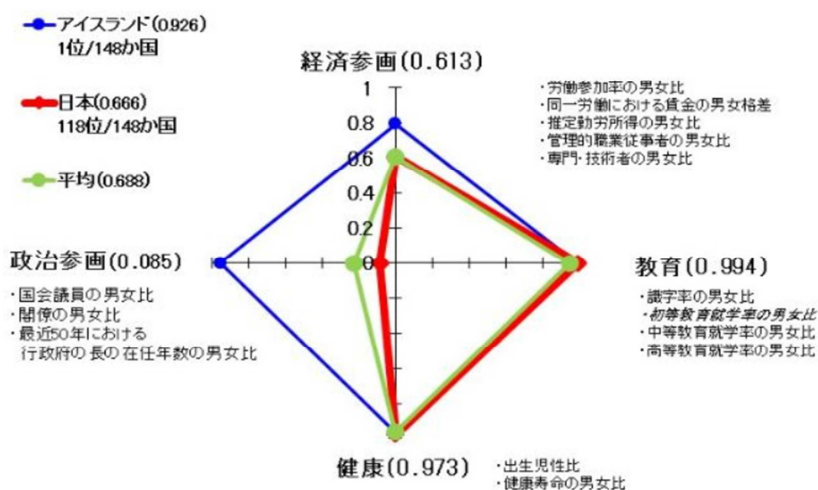
●世界水準と我が国の格差(GGI | ジェンダーギャップ指数)

GGI (Gender Gap Index: ジェンダーギャップ指数)とはスイスのシンクタンク「世界経済フォーラム(WEF)」が公表する、経済・教育・健康・政治の4分野における男女格差を測る指標です。1に近いほど平等であることを示します。

令和7(2025)年版において、日本の総合順位は調査対象148か国中118位でした。分野別にみると、「教育」や「健康」では高い水準にあるものの、「経済」「政治」の各分野では依然として低い水準となっており、諸外国と比較して男女格差が埋まっていない現状が改めて示されています。

ジェンダー・ギャップ指数(GGI) 2025年

- ・スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が公表。男性に対する女性の割合(女性の数値/男性の数値)を示しており、0が完全不平等、1が完全平等となり、1に近いほど順位が高いとされている。
- ・日本は148か国中118位。「教育」と「健康」の値は世界トップクラスだが、「政治」と「経済」の値が低い。



順位	国名	値
1	アイスランド	0.926
2	フィンランド	0.879
3	ノルウェー	0.863
4	英国	0.838
5	ニュージーランド	0.827
9	ドイツ	0.803
32	カナダ	0.767
35	フランス	0.765
42	米国	0.756
85	イタリア	0.704
101	韓国	0.687
103	中国	0.686
116	セネガル	0.670
117	アンゴラ	0.668
118	日本	0.666
119	ブータン	0.663
120	ブルキナファソ	0.659

(備考) 1. 世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書(2025)」より作成
2. 日本の数値がカウントされていない項目はイタリックで記載
3. 分野別の順位: 経済(112位)、教育(66位)、健康(50位)、政治(125位)

※内閣府男女共同参画局ホームページより

2. 国の動向

わが国では、平成 11(1999)年の「男女共同参画基本法」の施行以降、法整備や基本計画の策定を通じて、社会全体での取組を推進してきました。近年では、女性活躍推進法の改正や困難な問題を抱える女性への支援など、より具体的な課題解決に向けた法整備が進んでいます。

年	内 容
平成 11(1999)年	「男女共同参画基本法」施行 男女共同参画の実現が 21 世紀の最重要課題として位置付けられました。
平成 12(2000)年	「男女共同参画基本計画」の閣議決定 男女共同参画基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、施策の方向や具体的取組を定めました。
平成 13(2001)年	「男女共同参画局」の設立 新たに内閣府に設置されました。 「DV 防止法」の施行 配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し配偶者からの暴力防止及び保護を図るための法律として施行されました。
平成 17(2005)年	「男女共同参画基本計画(第 2 次)」の閣議決定
平成 19(2007)年	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
平成 22(2010)年	「第 3 次男女共同参画基本計画」の閣議決定
平成 27(2015)年	「女性活躍推進法」成立 女性が職業生活で能力を十分に発揮できるよう、国、地方公共団体、民間事業主が女性の活躍推進に関する責務を定めた法律が公布されました。(平成 28 年施行) 「第 4 次男女共同参画基本計画」の閣議決定
平成 31(2019)年	「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」施行
令和 2(2020)年	「第 5 次男女共同参画基本計画」の閣議決定 「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」の閣議決定 平常時から復興まで自治体に取り組むべき事項が示されました。 「パワハラ防止法(改正労働施策総合推進法)」の施行 大企業のパワーハラスメント防止措置が義務化されました(中小企業は令和 4(2022 年)4 月から義務化)。
令和 3(2021)年	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正・施行

年	内 容
令和 4(2022)年	「育児・介護休業法」改正・令和 4 年より段階的に施行 柔軟な育児休業の枠組みが創設されました。
	「女性活躍推進法」改正 一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大等が盛り込まれました。
令和 5(2023)年	「こども家庭庁の設置」 子育てや少子化、児童虐待、いじめなど子供を取り巻く社会問題に対して本質的な対策を進め解決するために内閣府の外局として設置されました。
令和 6(2024)年	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)」施行 生活困難、性暴力、孤独、孤立といった社会問題が顕在化する中で、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図り、人権が尊重される社会を実現するための法律として施行されました。
	改正「DV 防止法」の施行

3. 茨城県の動向

茨城県では、平成 13(2001)年の条例制定以来、計画に基づき、施策を展開しています。近年では「新しい茨城」への挑戦として、女性活躍や困難女性支援に力を入れています。

年	内 容
平成 13(2001)年	「茨城県男女共同参画推進条例」の制定
平成 14(2002)年	「茨城県男女共同参画基本計画」の策定
平成 17(2005)年	「女性プラザ男女共同参画支援室」の設置
平成 23(2011)年	「茨城県男女共同参画基本計画(第 2 次)」の策定
平成 28(2016)年	「茨城県男女共同参画基本計画(第 3 次)」の策定
平成 29(2017)年	「茨城県女性活躍推進計画」の策定 女性活躍推進法に基づく計画として、女性の職業生活における活躍の推進等に取り組むことが示されています。
令和 3(2021)年	「茨城県男女共同参画基本計画(第 4 次)」の策定
	「茨城県女性活躍推進計画(第 2 次)」の策定
令和 4(2022)年	「第 2 次茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～」の策定 計画の中に茨城県 DV 対策基本計画(第 5 次)が位置付けられました。
令和 6(2024)年	「茨城県困難な問題を抱える女性支援計画」の策定 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき策定され、相談体制の整備に取り組むことが示されています。

4. 常陸大宮市の動向

●これまでの取組と成果

平成 18(2006)年 1 月に最初の「常陸大宮市男女共同参画計画」を策定して以来、平成 23(2011)年度から「第 2 次計画」、令和 3(2021)年度から「第 3 次計画」に基づき男女共同参画社会の形成に向けた施策を推進してきました。

計画期間中は、実施計画について毎年のローリング(点検・評価・見直し)を行いながら、市民への啓発活動や講演会の開催など継続した取組を行ってきました。

●男女共同参画推進会議の取組

男女共同参画意識の向上や参画社会の形成を目指すために、平成 18(2006)年から「常陸大宮市男女共同参画推進会議」を設置しています。推進会議は、市長が委嘱する男女共同参画社会の形成に関心や識見を有する委員で構成され、本市の男女共同参画計画策定に関する事項の検討・協議を行っています。

また、男女共同参画社会の実現に向けた市民の関心と意欲を高めるため、「男女共同参画啓発ブックリスト」の作成や「男女共同参画推進コーナー」を市図書情報館へ設置するなどしています。

さらに、令和 4(2022)年からは、毎年 11 月の「パープルリボン運動(女性に対する暴力根絶)」及び「オレンジリボン運動(児童虐待防止)」の時期に合わせ、市内保育園や協力施設、企業等においてパープルとオレンジのリボンで装飾したツリーやリースなどを飾る啓発を行っています。



「男女共同参画推進コーナー」を市図書情報館へ設置(例年 6 月頃)



令和 7(2025)年度パープルリボン運動・オレンジリボン運動の様子

●防災分野での男女共同参画

平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災で被災した経験を踏まえ、平成 25(2013)年 3 月に「常陸大宮市地域防災計画」(令和 6(2024)年 4 月改定)を策定しました。

同計画では、要配慮者に対する支援の充実や、避難所の運営等に女性の参画を推進すること、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮することなどの内容が盛り込まれており、防災分野における男女共同参画の推進を図っています。

また、市職員に対し、男女共同参画の視点から防災対策を学ぶ機会として研修を行いました。



令和 6(2024)年度市職員研修の様子(男女共同参画の視点からの防災対策について)

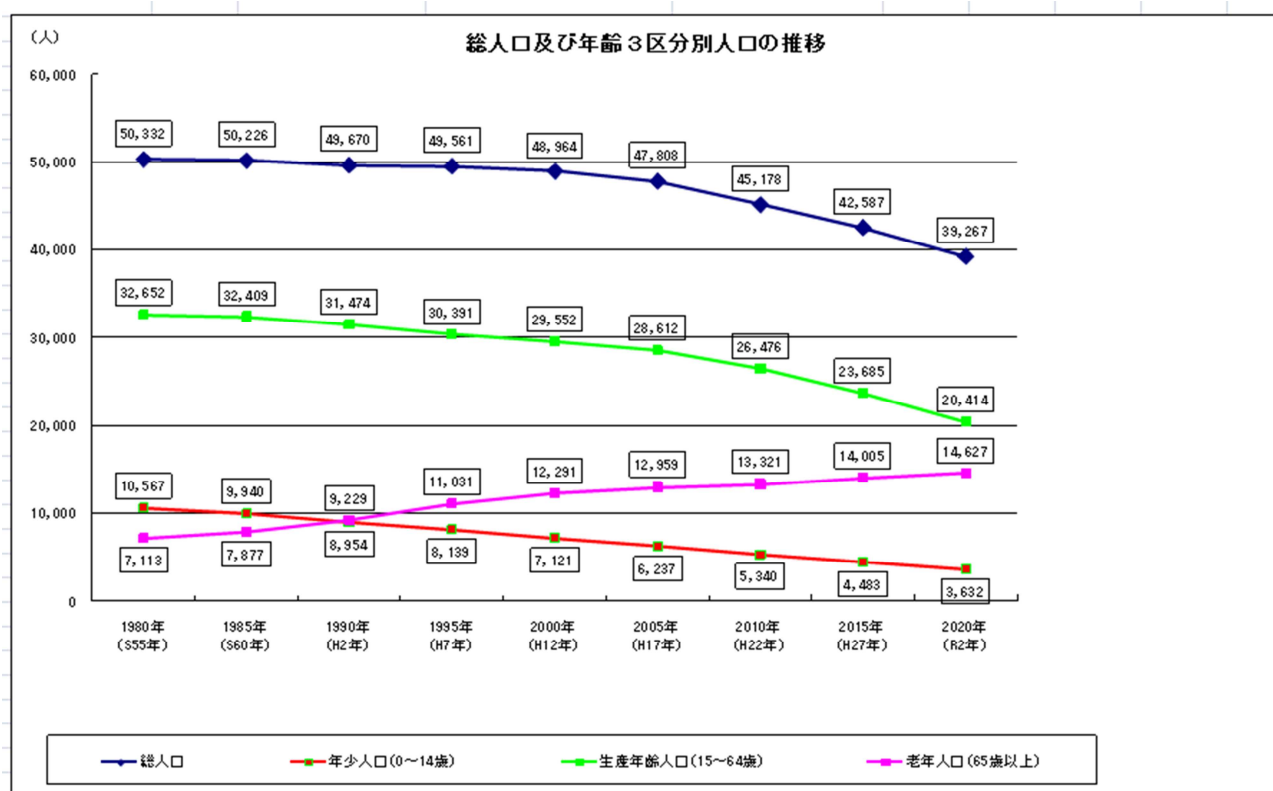
第3章

市の概況

1. 人口の推移と年齢3区分別人口構成比の推移

昭和55(1980)年から令和2(2020)年までの総人口の推移をみると、一貫して減少が続いていますが、平成12(2000)年以降、特に減少幅が大きくなっています。

年齢3区分別にみると、年少人口(0歳～14歳)、及び生産年齢人口(15歳～64歳)が一貫して減少している一方で、老年人口(65歳以上)は増加を続けています。平成2(1990)年以降は、老年人口が年少人口を上回る状況が続いており、少子高齢化が顕著に進んでいます。



資料：常陸大宮市総合計画

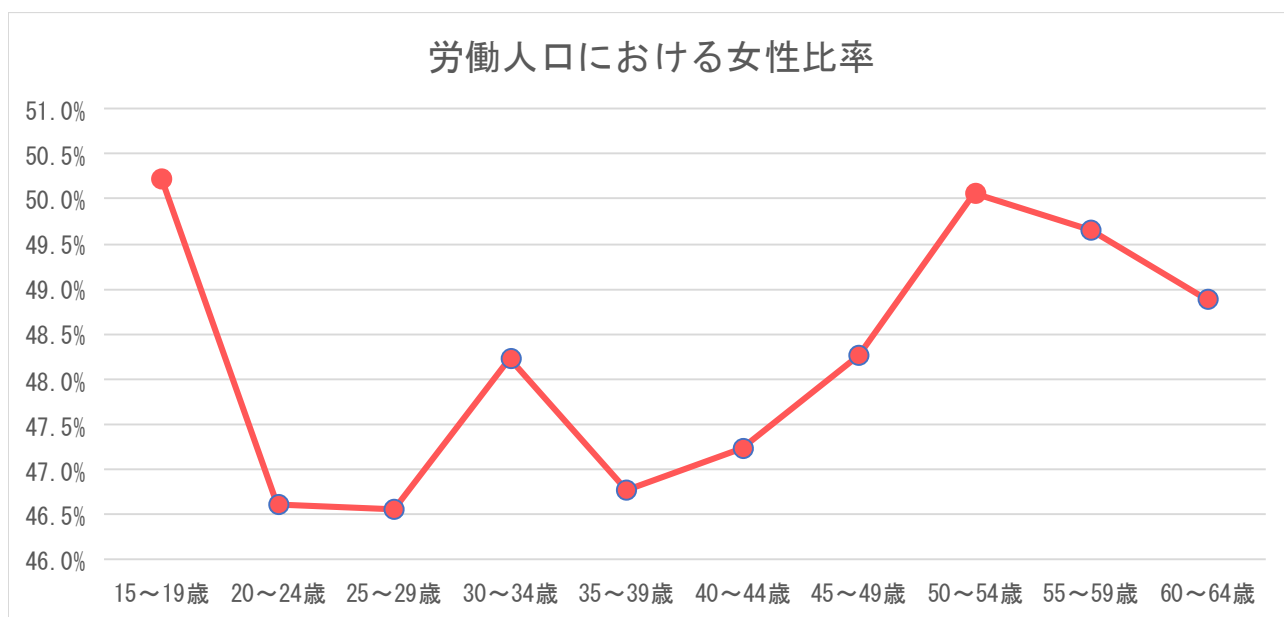
※総人口には年齢不詳者を含んでいるため、総人口と年齢3区分別人口の合計は必ずしも一致しない。

2. 50 歳時未婚率

本市の 50 歳時未婚率※1(令和 2 年国勢調査)は、男性 31.07%、女性 16.15%となっています。国の数値(男性 25.69%、女性 16.37%)と比較すると男性について高い数値となっており、約 3 人に 1 人が 50 歳時点で未婚という状況にあります。

この背景には、進学や就職を機とした若年女性の流出等により、20 代から 40 代にかけて男性の人口が女性を上回る状況が続いていることなど、社会構造的な要因も影響していると考えられます(下図参照)。

そのため、個人の結婚支援に加え、女性が定着し活躍できる魅力ある地域づくりを進めることが、結果として未婚化対策や少子化対策にもつながると考えられます。



資料:国勢調査

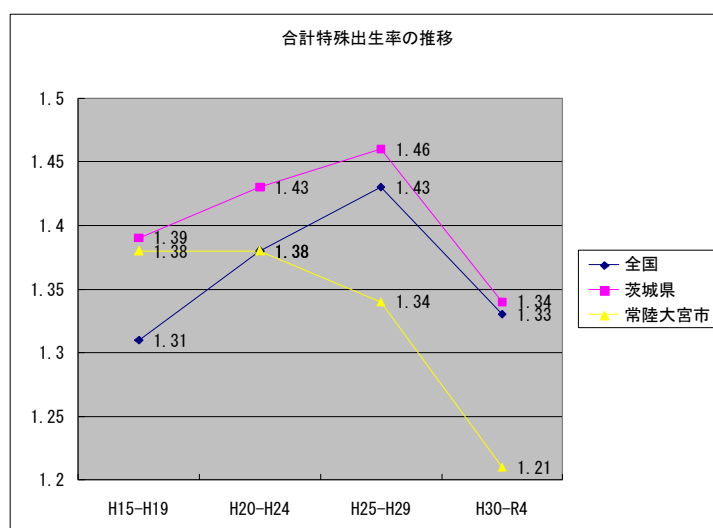
※1 50 歳時未婚率 50 歳まで一度も結婚をしたことがない人の割合。「45～49 歳」と「50～54 歳」の未婚率の平均値として算出される。生涯独身である人の割合を示す指標として用いられる。

3. 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率※1は、平成15(2003)年から平成24(2012)年までの期間は1.38と横ばいで推移していましたが、平成25(2013)年から平成29(2017)年までは1.34に減少し、直近の平成30(2018)年から令和4(2022)年までは1.21とさらに低下しています。

国、県と同様に少子化が進行しており、安心して子供を産み育てられる環境づくりが急務となっています。

市では、出産祝い金の支給や妊娠出産に対する伴走型サポート、紙おむつ等の乳児育児用品購入費助成などを行っています。また、不妊治療費の自己負担額に対する助成に取り組むなど、支援の充実を図っています。



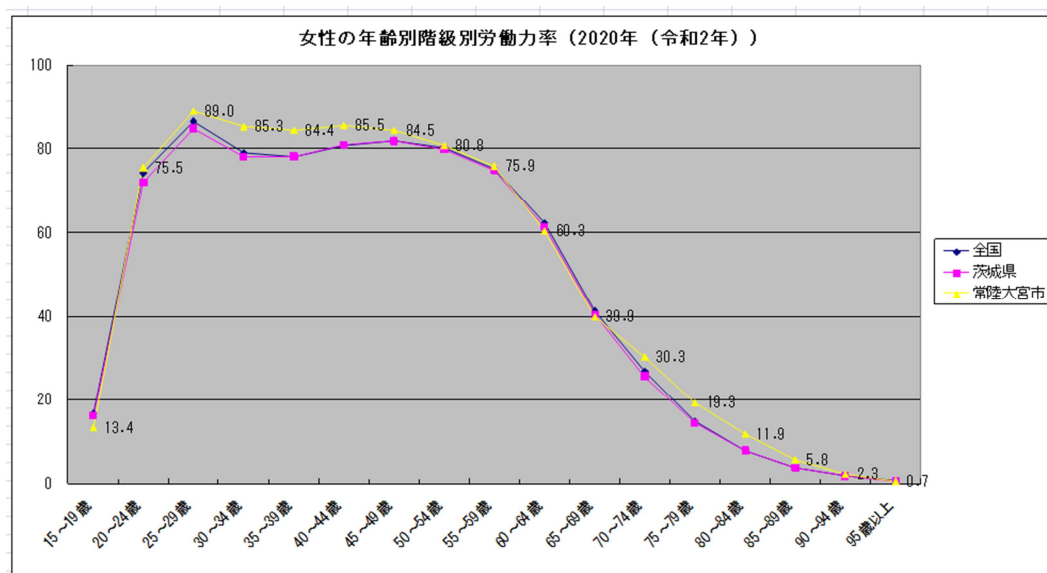
資料：厚生労働省「人口動態統計特殊報告」

※1 合計特殊出生率 「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性が一生の間に産むとしたときの子供の数の平均を示す。

4. 女性の年齢階級別労働力率

本市の女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者))を年齢階級別にみると30～34歳においては、85.3%で、国(79.1%)や県(78.2%)と比べ高くなっています。

また、70歳以上にかけての女性の労働力率が、全国・茨城県と比べ高くなっています。



資料：国勢調査

第4章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

男女共同参画社会基本法には、男女共同参画社会を実現するための5つの基本理念が掲げられています。

1. 男女の人権の尊重

2. 社会における制度又は慣行についての配慮

3. 政策等の立案及び決定への共同参画

4. 家庭生活における活動と他の活動の両立

5. 国際的協調

本市においても、これらの法の理念を尊重し、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指し、第4次計画では以下のスローガンを掲げて推進します。

■スローガン

認め合い 支え合い

自分らしさが活きるまち 常陸大宮

2. 基本目標(GOAL)

本計画では、基本理念の実現に向けて、大きく2つの基本目標(GOAL)を設定します。
第3次計画までの目標構成を見直し、「GOAL I」に「女性の活躍推進」と「安全・安心な暮らし」を統合することで、市民一人ひとりの多様な幸せ(well-being)の実現を目指します。また、それらを支える意識改革や基盤整備を「GOAL II」として設定します。

GOAL I

男女共同参画の推進による多様な幸せ(well-being)の実現

性別にかかわらず、家庭、地域、職場などあらゆる分野で個性と能力を発揮できる環境づくりを進めます。政策・方針決定過程への参画拡大や、ワーク・ライフ・バランスの実現、地域活性化への女性参画を促進するとともに、DVや性暴力の根絶、貧困や孤独・孤立など困難な問題を抱える人々への支援、生涯にわたる健康の保持・増進、防災対策などを通じて、誰もが安心して暮らせる社会を実現します。

GOAL II

男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消に向けた意識啓発を行うとともに、次代を担う子供たちへの教育や、地域・家庭・学校・職場など社会全体での理解促進を図ります。また、SDGsの視点を取り入れた国際協調を推進し、男女共同参画社会を実現するための基盤を整えます。

3. 計画の体系

GOAL I 男女共同参画の推進による多様な幸せ(well-being)の実現

1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	①行政分野への女性の参画拡大	女性活躍推進計画
	②女性活躍の支援充実(職員の職域拡大)	
	③企業・団体などにおける女性の参画拡大	
2 仕事と生活の調和・雇用における男女共同参画の推進	①ワーク・ライフ・バランスなどの実現	
	②雇用における男女の均等な機会と待遇の確保	
	③働く女性の活躍推進への支援	
3 地方創生と地域における男女共同参画の推進	①地方創生のために重要な女性活躍の推進	
	②テクノロジー・農林・商工業などにおける女性参画の推進	
	③地域における男女共同参画の推進	
	④地域防災・交通分野における女性の参画拡大	
4 あらゆる暴力の根絶	①男女間のあらゆる暴力の根絶への取組推進	DV 対策基本計画
	②セクシュアル・ハラスメントなどの防止対策の推進	困難女性支援計画
	③性犯罪・性暴力への対策・ストーカー対策の推進	
	④児童虐待防止と相談支援体制の充実	
5 多様な生き方への対応と生涯にわたる健康づくり支援	①貧困など生活上困難な状況におかれている女性などへの支援	困難女性支援計画
	②社会的困難を抱えている人が安心して暮らせる環境の整備	
	③生涯を通じた男女の健康づくり支援	
	④子供が健やかに育つ生活環境づくり	

GOAL II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

1 男女共同参画の視点に立った慣行の見直しと意識の改革	①男女共同参画の視点に立った慣行・制度などの見直し
	②人権の尊重と法制度の理解・男女平等意識の啓発推進
	③男女共同参画の視点に立った子供の人権の尊重
2 教育・メディア等を通じた意識改革・理解の促進	①男女共同参画を推進する教育の充実と情報の収集・提供
	②教育の場における男女共同参画の教育・学習機会の充実
	③家庭や地域における教育・学習機会の提供
3 男女共同参画の視点からの国際的協調の促進	①国際交流及び多文化共生の促進
	②SDGs(持続可能な開発目標)の実現

GOAL I

男女共同参画の推進による多様な幸せ (well-being)の実現

基本施策1

政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

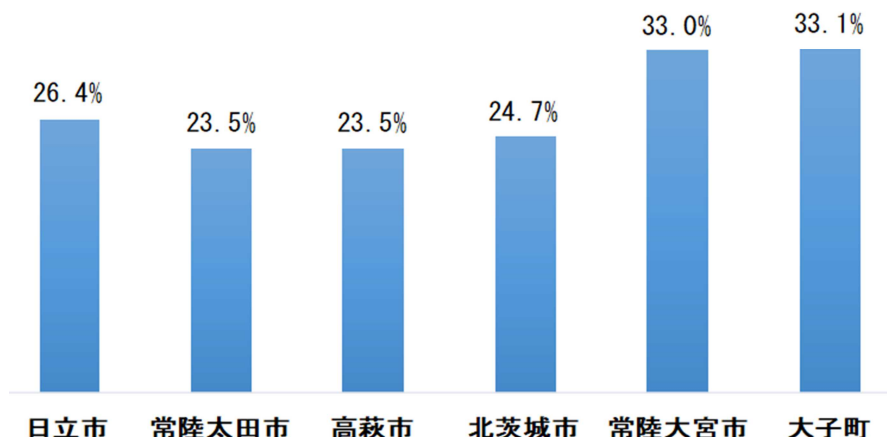
① 行政分野への女性の参画拡大

現状

本市の審議会等※1における女性委員の登用状況は、女性が登用されている審議会等の割合が8割を超えています。総委員数に占める女性割合は33.0%(令和6(2024)年度)であり、県北地域の中では比較的高い水準を維持しています。

※1 審議会 市の施策や計画等について専門的・多角的な立場から意見を求めるため、市が設置している附属機関。学識経験者や関係機関の代表、市民等で構成される。具体例としては、市町村防災会議、介護認定審査会、子ども・子育て会議など。

審議会等の女性比率

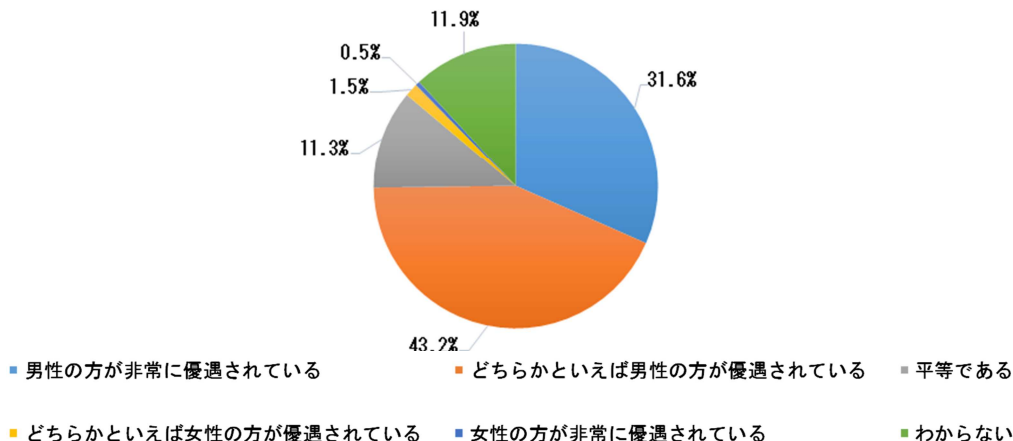


資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

一方で、防災会議をはじめとする一部の専門分野においては、いまだ女性委員が少ない、あるいは登用されていない審議会等も存在しており、分野による参画状況の偏りが課題となっています。

また、アンケート調査において、「政治の場では男性が優遇されている」と回答した割合は74.8%に上り、前回調査と比較して9.5ポイント増加しました。この結果から、依然として政治の場は男性中心であると感じている市民が多い実態がうかがえます。

政治の場で



資料：令和6年市民アンケート調査

取り組むべき課題

審議会等において、女性をはじめ、性別や年齢に関係なく幅広い世代の人材が登用されるよう、積極的な改善を図る必要があります。

また、特定の分野に偏ることなく女性委員の登用を進めるため、地域や団体の中から女性リーダーを発掘し、育成していくことが重要です。

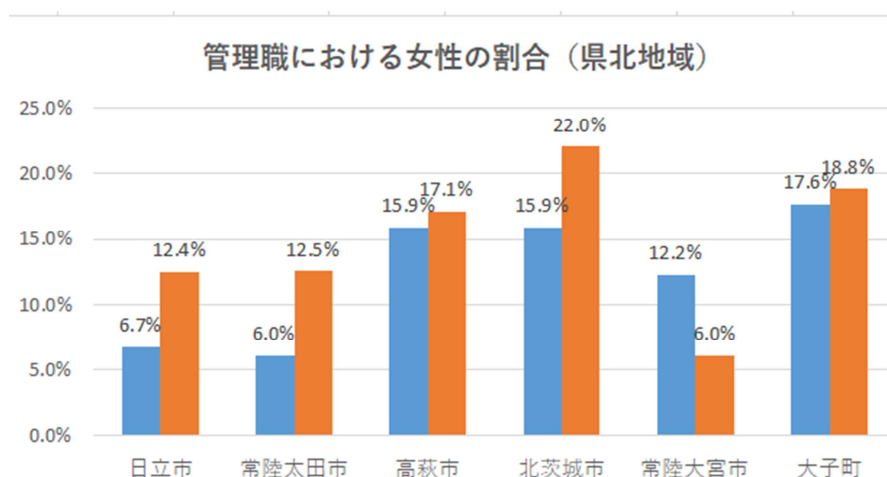
■ 具体的取組

取組名	取組内容	担当課
政策・方針決定過程への女性の参画促進	審議会・委員会等への女性委員の参画状況の把握と結果についての検討を行い、女性の積極的登用を推進する。	市民課

② 女性活躍の支援充実(職員の職域拡大)

現状

本市職員における課長級以上の女性管理職割合は、令和6(2024)年度時点で6.0%にとどまっています。令和2(2020)年度の女性管理職割合は、12.2%ありましたが、この期間に半減しました。



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

取り組むべき課題

職員がキャリアアップに意欲を持てるよう、入庁時からの計画的な人材育成や、多様な職務経験を積むことができる人事ローテーション、キャリア形成に関する相談体制の充実が必要です。

また、性別やライフステージにかかわらず、管理職として活躍できる多様な働き方のモデルを示し、誰もが将来のキャリアを前向きに選択できる環境整備が求められます。

■ 具体的取組

取組名	取組内容	担当課
性別にとらわれない 適材適所の推進	仕事に関する女性職員の意識等を把握し、その職域拡大等を推進する。	総務課
男女共同参画に関する意識啓発	男女共同参画に関する情報等を提供し、職員の意識の啓発を図る。	市民課
特定事業主行動計画の推進	特定事業主行動計画に基づき、女性職員の活躍推進を支援する。	総務課

③ 企業・団体などにおける女性の参画拡大

現状

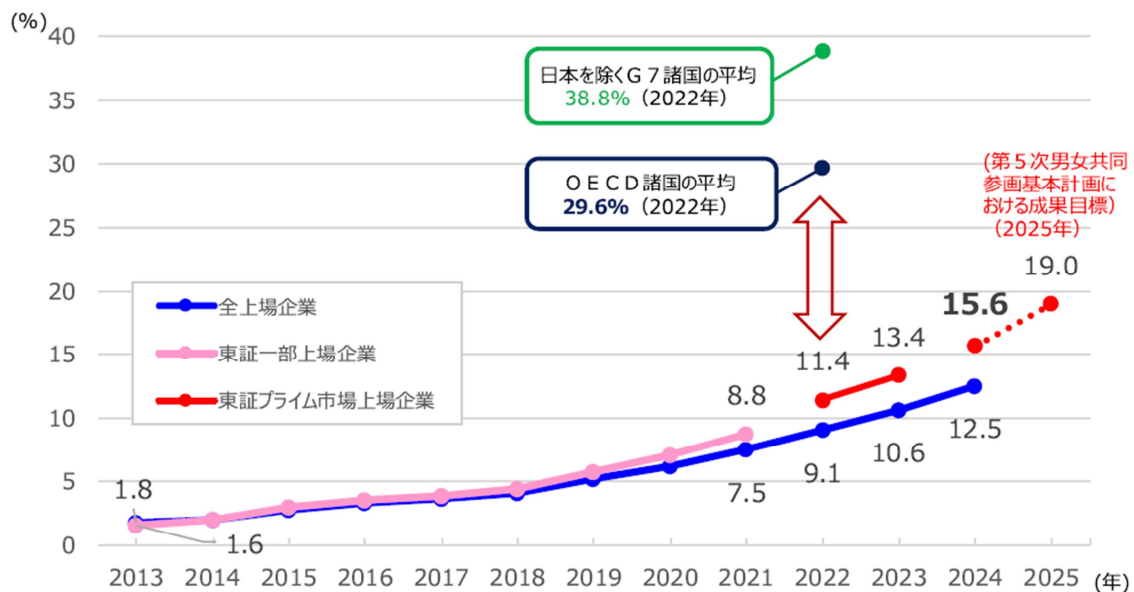
令和 7(2025)年の茨城県内企業の女性社長は、15,327人で前年比 11.9%増となり、前年から 1,639 人の増加となっています(東京商工リサーチ水戸支店調べ)。この調査を開始した平成 22(2010)年から県内の女性社長数は、15 年間で 5.7 倍に増加しています。

また、国の企業における女性役員数や管理的職業従事者の割合は、長期的には増加傾向にありますが、諸外国の平均と比較すると、依然として極めて低い水準にとどまっています。

本市においても、国及び県内企業の動向に合わせて市内事業所等における女性登用を一層促進していく必要があります。

我が国の女性役員比率の推移

- 我が国の女性役員比率は過去10年間で徐々に上昇してきているものの、日本を除くG 7 諸国やOECD 諸国の平均とのギャップは依然として大きい。



(備考) 1. 東洋経済新報社「役員四季報」及び内閣府調査に基づき内閣府において作成。
2. 日本を除くG 7 諸国の平均、OECD 諸国の平均はOECD "Social and Welfare Statistics" から引用。
※ EU は、各国の優良企業銘柄 50 社を対象。他の国はMSCI ACWI 構成銘柄(2,900 社程度、大型、中型銘柄)の企業が対象。
3. 全上場企業、東証一部上場企業、2023 年以前の東証プライム市場上場企業における役員は、取締役、監査役、執行役員及び執行役員。
4. 2024 年以降の東証プライム市場上場企業における役員は、取締役、監査役、執行役員に加えて、各企業が女性役員登用目標の前提とした執行役員又はそれに準じる役職者(会社法上の「支配人」その他の重要な使用人の選任及び解任として、取締役会の決議による選任・解任がされている役職者を基本とし、業務において重要な権限を委任されている役職者等)も含む。
5. 調査時点は、原則として毎年 7 月 31 日現在。

資料：内閣府男女共同参画局

「女性役員情報サイト 上場企業における女性役員の状況」

取り組むべき課題

企業等において男女共同参画を推進するためには、女性の採用拡大や管理職への登用を積極的に進める必要があります。

あわせて、女性が能力を十分に発揮できるよう、キャリア形成の支援や働きやすい職場環境の整備など、その活躍を後押しする具体的な取組が求められます。

■ 具体的取組

取組名	取組内容	担当課
企業・団体等の活動支援	関係機関からの情報を周知し、その普及・啓発に努める。	商工観光課

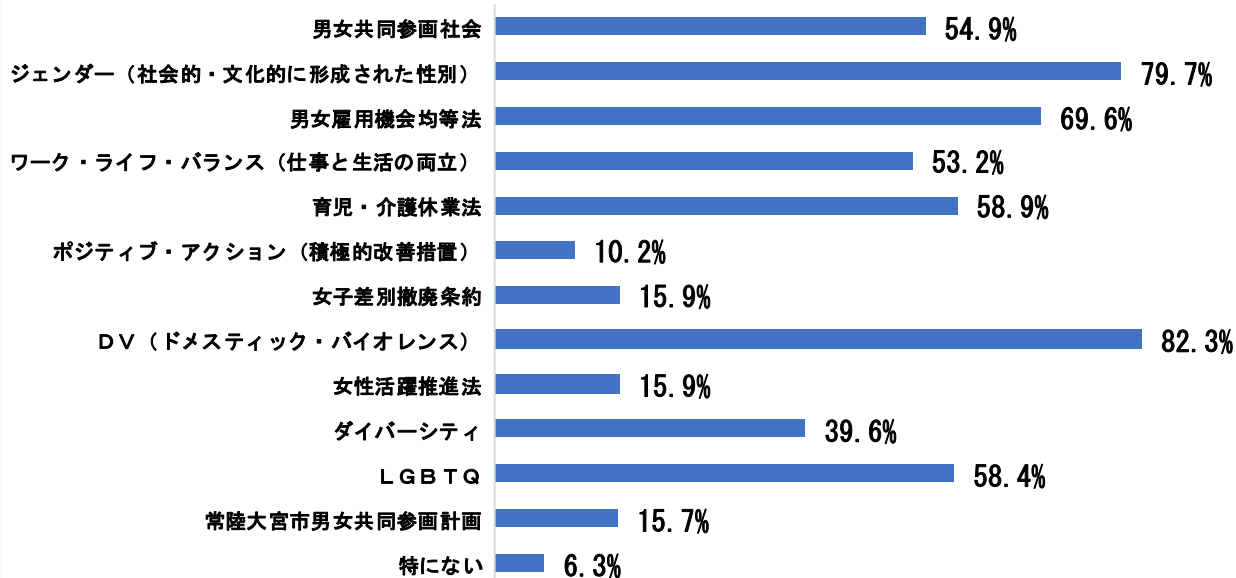
基本施策2 仕事と生活の調和・雇用における男女共同参画の推進

① ワーク・ライフ・バランスなどの実現

現状1

アンケート調査において、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）」という言葉の認知度は53.2%でした。「DV（82.3%）」や「ジェンダー（79.7%）」と比較すると認知度は低く、さらなる周知が必要です。

見聞したことがある用語について

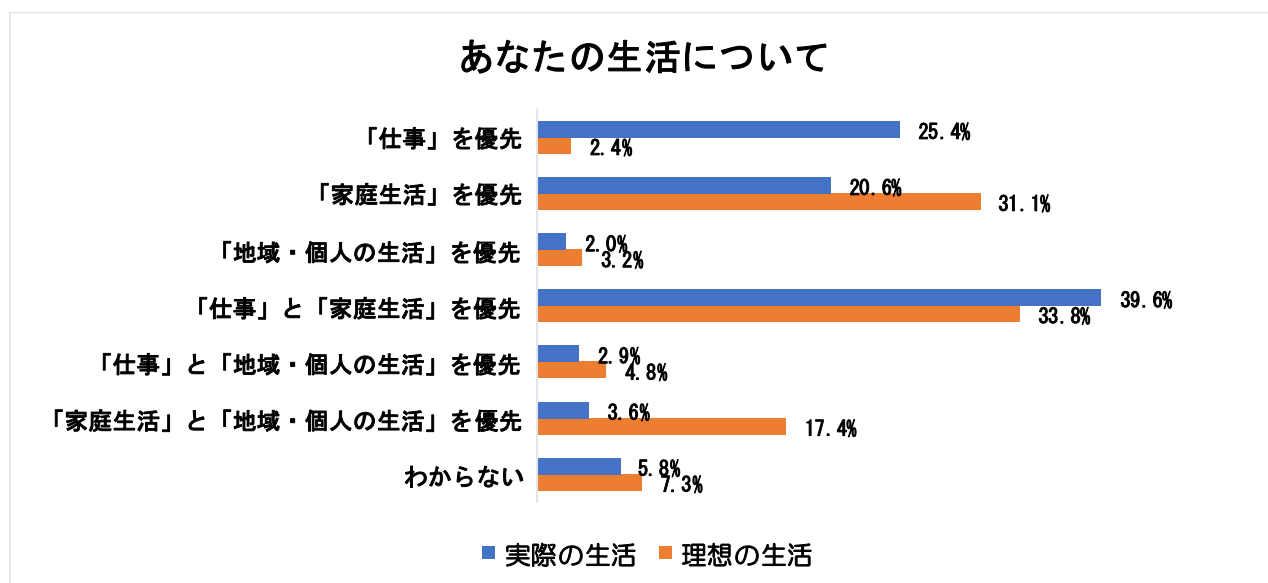


資料：令和6年市民アンケート調査

現状2

アンケート調査の理想の生活と実際の生活についての設問では、男女ともに「仕事と家庭の両立」を優先する回答が最も多くなっています。前回調査では実際の生活において「仕事を優先」する割合が高かったことと比較すると、市民の間でワーク・ライフ・バランスを重視する意識が高まっていることがうかがえます。

一方で、本市役所職員(男性)の育児休業取得率は、令和2(2020)年度(0%)から微増傾向にあるものの、依然として低い水準にとどまっています。このことから、意識としては両立を望んでいても、職場環境等の実態が追いついていない現状が推察されます。



資料：令和6年市民アンケート調査

取り組むべき課題

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けては、まず市役所が率先して働き方改革を推進し、仕事と子育て等のライフイベントを両立できるモデル職場となる必要があります。

特に男性の育児休業取得については、県の目標(令和12(2030)年に85%)も見据え、取得率の向上を目指す必要があります。そのためには、制度の周知徹底はもちろんのこと、取得をためらう要因となる「職場の雰囲気」や「経済面の不安」に寄り添い、誰もが安心して休業・復帰できる環境整備が求められます。

■ 具体的取組

取組名	取組内容	担当課
地域子育て支援事業 (センター型)	子育て家庭の持つ育児不安等の解消を図るため、育児相談や子育てサークル等を通じた育児支援を行う。	こども課
地域子育て支援事業 (ひろば型)	乳幼児とその親が気軽に集い交流を図るとともに、育児相談等を行う場を総合保健福祉センター「かがやき」内に設置することにより、地域子育て支援機能の充実を図る。	
放課後児童健全育成事業	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校就学児童を対象に、保育所や学校の空き教室を利用して、適切な学び及び生活の場を与えて児童の健全育成を図る。	
放課後子供教室推進事業	小学校の空き教室等を活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子供たちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動の取組を実施する。	生涯学習課
育児・介護休業制度の取得促進	男女が平等に育児・介護休業を取得しやすいよう、関係機関からの情報を周知し、その普及・啓発に努める。	商工観光課
次世代育成支援対策事業	市職員を対象に、「常陸大宮市特定事業主行動計画」に基づき、子供たちの父親、母親という立場の職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、各種制度の情報提供、職場環境の構築に努める。	総務課
子育て世帯向け住宅事業	移住・定住を目的に、安心して子育てができる住環境を整備し、街区全体で遊び支え合い守り合うまちづくりに努める。	都市計画課
駅周辺整備事業	子供を安心して育てることができる環境を実現し、男女問わず育児参加がしやすくなるような常陸大宮駅西交流拠点(公園)等の施設整備を行い、子育て世代への支援や多世代の市民交流の充実を図る。	駅周辺整備推進課
ファミリーサポート事業	育児・介護等の援助を行いたい者と援助を受けたい者とが会員となり、仕事と家事・育児等の両立のための相互援助活動(ファミリーサポート事業)を実施する。	社会福祉課

※男性の家事・育児・介護等への参加機会や情報の提供については GOAL II 基本施策2 教育・メディア等を通じた意識改革・理解の促進と共通の内容として行います。

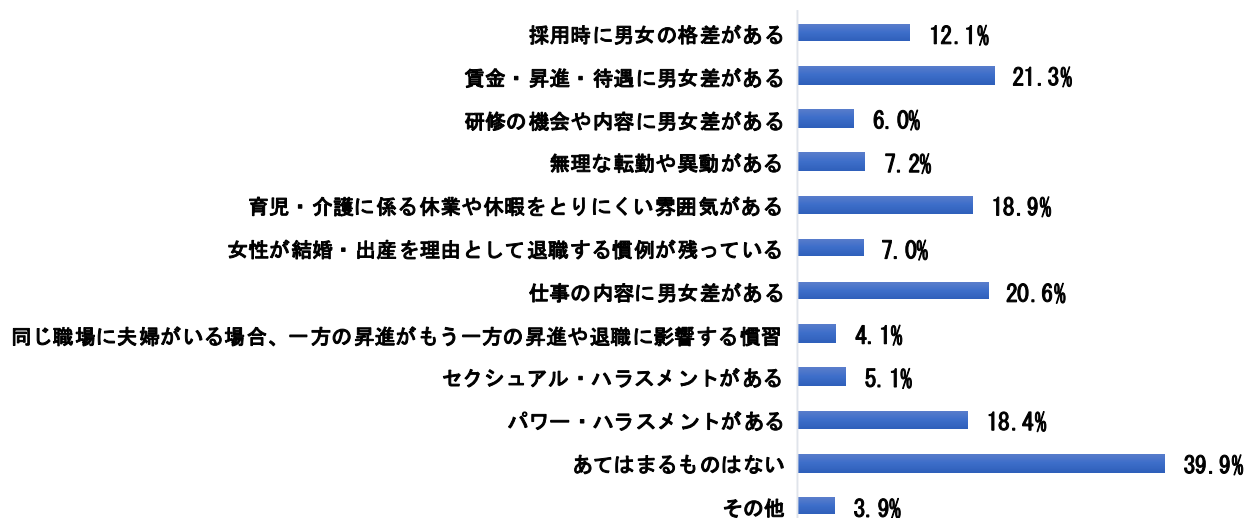
② 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保

現状

アンケート調査において、職場の状況に関する設問では、「賃金・昇進・待遇に男女差がある」との回答が 21.3%、「仕事の内容に男女差がある」が 20.6% となりました。

この結果から、約 5 人に 1 人が職場で性別による格差を感じており、依然として雇用における機会や待遇の均等が十分に図られていない現状がうかがえます。

あなたの職場の状況について



資料：令和 6 年市民アンケート調査

取り組むべき課題

女性の職業生活における多様な挑戦を支えるため、スキルアップ、起業、再就職、リカレント教育（学び直し）など、それぞれのライフステージや目的に応じたきめ細かな支援が必要です。

また、性別にかかわらず、誰もが個々の能力を十分に発揮し、自分らしく働き続けることができるよう、労働関連法令や制度の周知啓発を含めた環境づくりが求められます。

■ 具体的取組

取組名	取組内容	担当課
男女の雇用機会の均等化と待遇の確保の実現	男女雇用機会均等法の制度が職場で十分に活かせるよう、関係機関からの情報を周知し、普及・啓発に努める。	商工観光課
就労支援	関係機関からの情報の提示と、お知らせ版等による周知を図る。	
労働に関する法律・制度の情報提供	関係機関からの情報の提示と、お知らせ版等による周知を図る。	

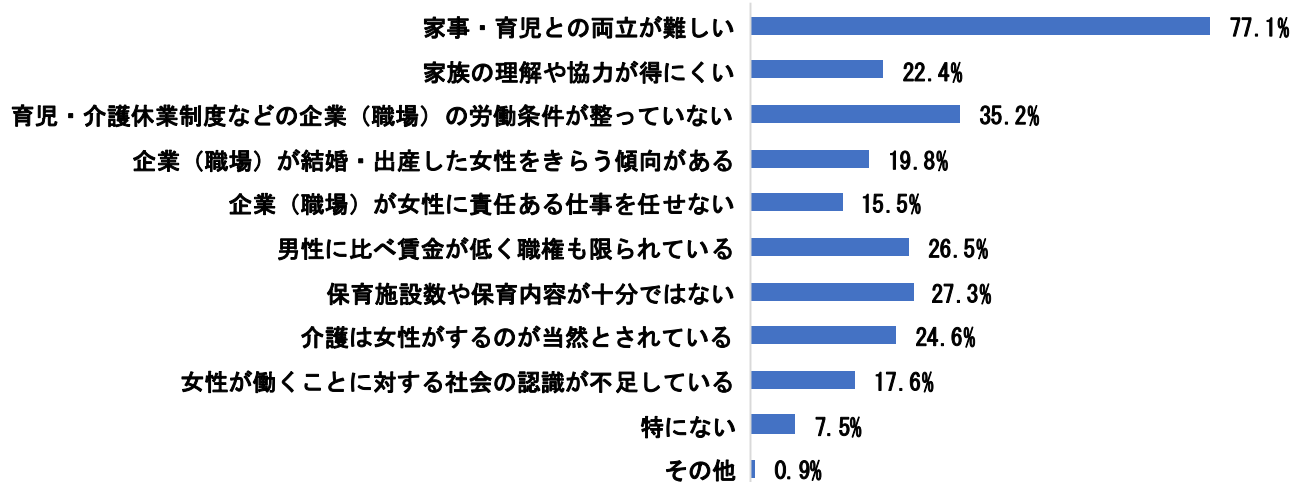
③ 働く女性の活躍推進への支援

現状

アンケート調査において、女性が仕事を続ける上での障害(壁)について尋ねたところ、「家事・育児との両立が難しい」という回答が 77.1% と最も高い割合を占めました。

この結果から、依然として家事・育児負担の偏りが女性の就労継続を阻む最大の要因となっており、仕事と家庭の両立に対する負担感が極めて大きい現状が浮き彫りになっています。

女性が仕事を続けていく上で、大きな障害になっていること



資料：令和6年市民アンケート調査

取り組むべき課題

共働き世帯が増加する一方で、家事・育児時間には依然として大きな男女差があり、女性への負担の偏りが課題となっています。男性の家事・育児参画を促進する支援を充実させるとともに、社会全体でワーク・ライフ・バランスを支える気運の醸成が必要です。

また、女性のさらなる活躍に向けては、管理職への登用に対する漠然とした不安やマイナスイメージを払拭することが重要です。キャリア教育や相談体制の充実により、将来のキャリアを前向きに描ける環境づくりが求められます。

■ 具体的取組

取組名	取組内容	担当課
女性の職業能力開発の支援	関係機関からの情報の周知を図る。	商工観光課
	学習機会の情報提供や場を設ける。	農林振興課
	いばらき農業委員会女性協議会に所属し、農業振興・食農教育の推進・普及に努める。	農業委員会

基本施策3 地方創生と地域における男女共同参画の推進

① 地方創生のために重要な女性活躍の推進

現状

本市の総人口は、平成 16(2004)年の合併当時と比較して約 1 万 2,000 人減少し、少子高齢化及び転出超過が続いています。

特に、進学や就職を機とした若い世代の流出が顕著であり、地域社会の担い手不足に加え、将来の人口構造に直結する「若年女性の減少」が深刻な課題となっています。(▶10～11 ページ参照)

その背景のひとつとして「女性は早く結婚するべき」といった性別的役割分担意識や地域に根付いた慣習が、進学・就業・居住の選択に影響を与えている可能性が指摘されています。

取り組むべき課題

人口減少を抑制するためには、本市への移住・定住を推進する必要があります。

特に、若者や子育て世代、中でも女性が「住み続けたい」と思えるよう、働く場の確保や子育て環境の充実を図り、また慣習を見直す機会を提供することで、女性が生き生きと活躍できる魅力ある地域社会を構築することが求められます。

■具体的取組

取組名	取組内容	担当課
創生総合戦略の推進	創生総合戦略の推進に当たっては、男女共同参画の理念に基づき事業を推進する。	企画政策課
若年層の移住・定住の促進	29 歳以下の就職移住に支援金を交付する。新婚家庭への家賃や新居への引越費補助を行う。結婚を希望する方へ出会いの場を創出するためイベントを行う。	定住推進課

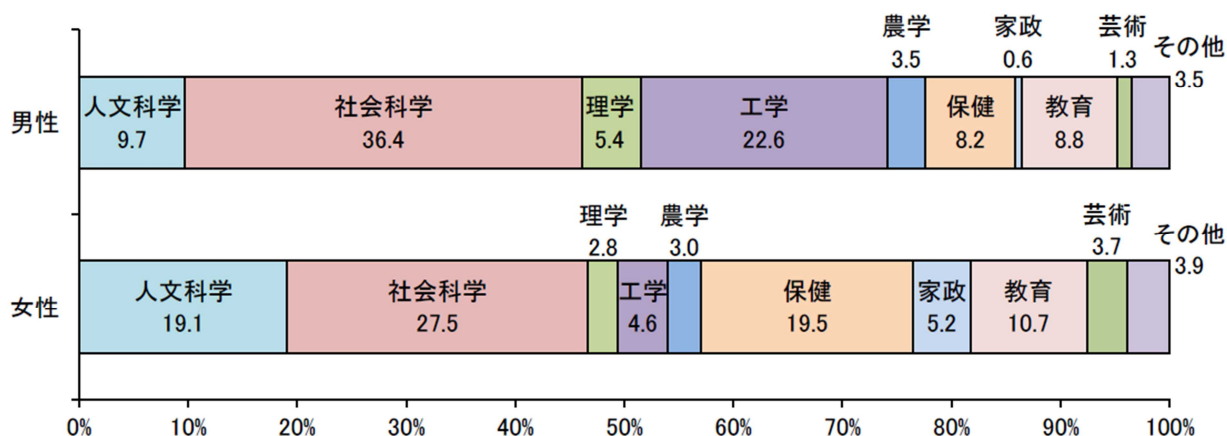
※慣習の見直しについては GOAL II 基本施策 1 男女共同参画の視点に立った慣行の見直しと意識の改革と共通の内容として行います。

② テクノロジー・農林・商工業などにおける女性参画の推進

現状

テクノロジーや農林水産業、商工業の分野において、女性は重要な担い手となっていますが、経営者や団体役員などの指導的地位に占める女性の割合は依然として低い水準にとどまっています。

また、進路選択の場面においては、「理系は男性」といったアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)がいまだ根強く、国が「リコチャレ(理工チャレンジ：女子中高生等の理工系分野への進路選択を支援する国の取組)」等の取組を進める中においても、本市における女子学生の理工系(STEM)分野への進路選択を後押しする環境づくりが課題となっています。



資料：茨城県教育庁高校教育課「令和6年度大学進学者調査」(令和6年4月1日現在)

取り組むべき課題

進路選択における「理系は男性」といったアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)を解消し、性別にとらわれない選択ができる環境づくりが必要です。

そのためには、女子学生の理工系分野への関心を高めるプログラムの実施や、女性IT技術者・研究者の活躍する姿の発信など、将来の活躍に向けた具体的な支援が求められます。

具体的取組

取組名	取組内容	担当課
理工系分野への女性活躍の推進に関する啓発	女性の少ない理工系分野への興味・関心を推進し、進路選択の幅が広がるよう、市広報や市ホームページ等を通じて、啓発活動を行う。	市民課
家族経営協定の推進	関係機関及び地域の農業経営者と連絡調整を図り、家族経営協定を推進する。	農業委員会
女性の経営参加への支援	各種セミナーへの参加促進や経営への参画の支援を行う。	農林振興課
	関係機関からの情報について関係者への周知を図る。	商工観光課

③ 地域における男女共同参画の推進

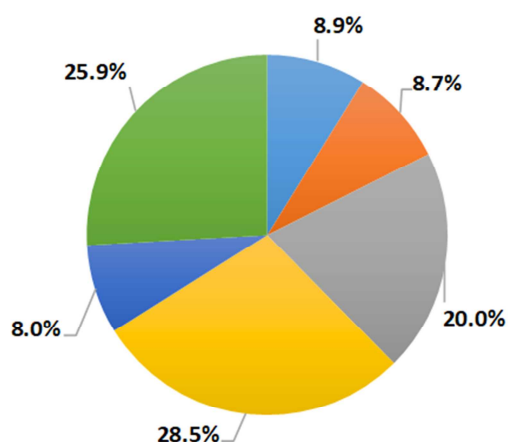
現状

アンケート調査における家庭内での役割分担を見ると、「地域社会への参加」については、「夫(男性)が担当」する割合が 36.5% と最も高い一方で、「子どものしつけと教育」については、「妻(女性)が担当」する割合が 43.0% と高くなっています。

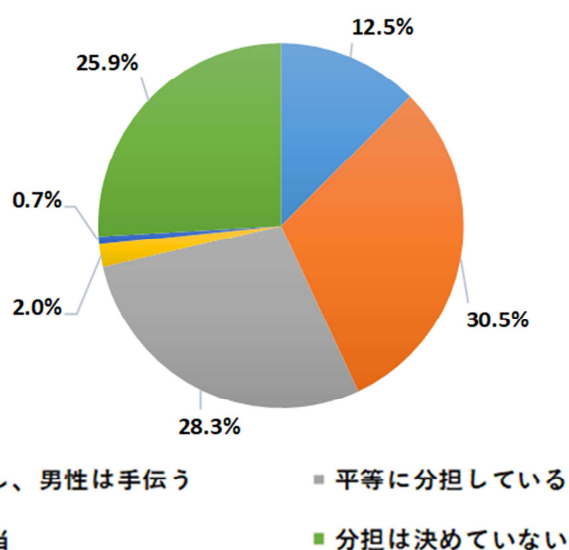
この結果から、「地域などの対外的な活動は男性、家庭内の育児・教育は女性」という固定的な性別役割分担意識が、依然として市民生活の中に根強く残っている現状がうかがえます。

家庭での、役割分担状況について

地域社会への参加



子どものしつけと教育



- すべて女性が担当
- 主に女性が担当し、男性は手伝う
- 平等に分担している
- 主に男性が担当し、女性は手伝う
- すべて男性が担当
- 分担は決めていない

資料：令和6年市民アンケート調査

取り組むべき課題

地域社会に活力をもたらすためには、地域での女性団体活動の活性化支援や、女性が主体的に参画できる環境づくりが重要です。

あわせて、地域や家庭の中で根強く残るアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)への気づきを促し、性別による固定的な役割分担意識の改革を進めていく必要があります。

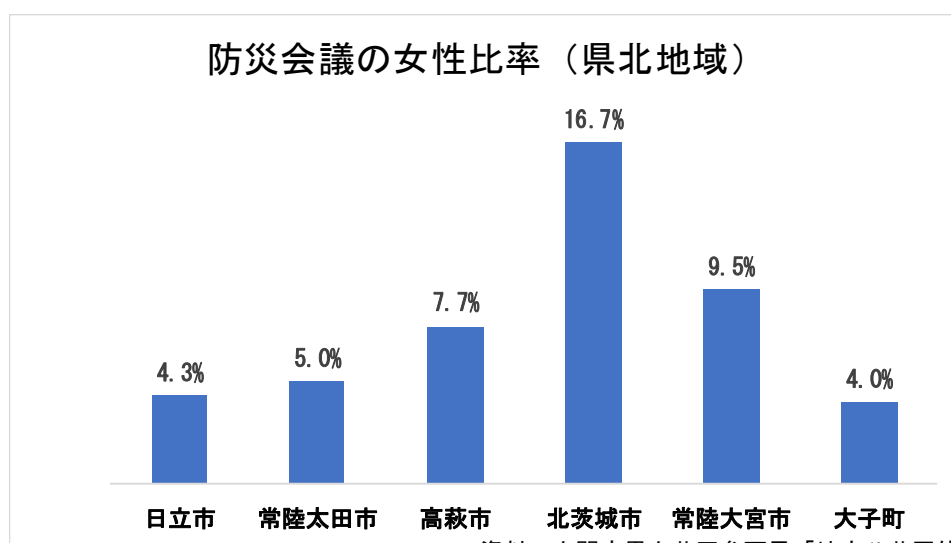
■ 具体的取組

取組名	取組内容	担当課
市民学級の推進	女性の生涯の各時期における生活上の課題についてだけでなく、男女とも誰もが学習する意欲を高めるために「市民学級」を推進する。	生涯学習課
女性消防団体活動の推進	女性消防団が春・秋の火災予防運動期間中に実施する、管内火災予防広報活動への支援を行い、市民に対して防火の意識啓発を推進する。	消防本部 総務課
	消防本部が主催する普通救命講習会に女性消防団が参加し、応急手当指導員及び応急手当普及員として支援する。	
環境活動の推進	環境市民会議を中心に、男女共同参画による環境市民活動を推進する。	生活環境課
地域等役員への女性の登用の促進	地域活動への女性参画を促進するため、女性の視点による地域づくりの情報提供を行い、意識の改革を図る。	市民課
女性人材の育成	女性団体等人材育成各種セミナーの情報を提供する。	

④ 地域防災・交通分野における女性の参画拡大

現状1

本市の防災会議における女性委員の割合は 9.5% です。県北地域においては比較的上位に位置していますが、国の目標(30%)と比較すると依然として低く、意思決定の場への女性参画は十分とは言えません。また、交通安全対策会議などの交通分野や、避難所運営の現場においても、女性のリーダーは少なく、女性の視点やニーズが反映されにくい現状があります。



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

現状2

避難所においては、女性や子供に配慮した備品等の配置が進められていますが、国が作成した「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に基づくチェックシートと照らし合わせると、衣類や使い捨て下着など、いまだ配備されていない物資があるのが現状です。

備蓄チェックシート

- ▶ 備蓄の品目や数量について、女性と男性のニーズの違い、妊産婦や子育て家庭のニーズに配慮することが必要です。品目や数量については、当事者である女性が参画して、検討してください。
- ▶ 個人によってニーズは異なりますが、一人あたり最低3日間の量を備蓄することが望まれます。住民に対しても、平常時から備えを促しましょう。

女性用品 ※	☐ 生理用ナプキン（普通、長時間向け等） ☐ おりものシート ☐ サニタリーショーツ ☐ 防犯ブザー／ホイッスル ☐ 中身が見えないゴミ袋 ☐ 女性用下着（各種サイズ）
若者（女性）	☐ 女児用下着（発達段階ごとに適したサイズ、形態のもの） ☐ 防犯ブザー／ホイッスル
妊産婦	☐ 妊産婦用下着 ☐ 妊産婦用衣類 ☐ 防犯ブザー／ホイッスル ☐ 母乳パッド
乳幼児用品	☐ 粉ミルク（アレルギー用含む）又は液体ミルク ☐ 枕やクッション（授乳室ごとに数個）、授乳用ケープ・バスタオル等（ストールでも可） ☐ 乳幼児用飲料水（軟水） ☐ 哺乳瓶・人工乳首（ニップル）・コップ（コップ授乳用に使い捨て紙コップも可）・消毒剤・洗剤・洗浄ブラシ等の器具、割りばし ☐ 湯沸かし器具・煮沸用なべ（食用と別にする） ☐ 離乳食（アレルギー対応食を含む） ☐ 皿・スプーン ☐ 乳幼児用紙おむつ（各種サイズ、女児用、男児用）、おむつ用ビニール袋 ☐ おしりふき
介護用品	☐ 大人用紙おむつ（各種サイズ、女性用、男性用）、おむつ用ビニール袋 ☐ 尿取りパッド（女性用、男性用） ☐ おしりふき ☐ 介護食（おかゆ、とろみ食、とろみ剤） ☐ 簡易トイレ・据置式洋式トイレ ☐ 防犯ブザー／ナースコール ☐ 義歯洗浄剤
外国人（女性）	☐ スプーン・フォーク ☐ ストール ☐ 宗教上の理由に関わらず食べられる食べ物
共通	☐ プライバシーが十分に保護される間仕切り・パーティション ☐ 足腰が悪い人のための寝具（段ボールベッド等）

※避難所では物干し場がなかったり、断水により洗濯できない可能性もあるため、使い捨て下着やおりものシートがあると衛生を保つために便利です

資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

取り組むべき課題

自然災害の激甚化や、地域の防犯・交通安全活動の担い手不足が進む中、男女が共に地域の安全を守る主体として活動に参加し、安全・安心なまちづくりを推進していく必要があります。

また、災害時における避難所運営等の意思決定の場に女性リーダーが参画し、女性や要配慮者などすべての市民に対応できるきめ細かな防災対策を確立することが求められます。

■具体的取組

取組名	取組内容	担当課
交通安全活動の推進	交通安全協会、交通安全母の会が連携し、男女それぞれの視点から交通安全の啓発を行う。	生活環境課
女性防火クラブ育成事業	各地域における防火思想の普及啓発及び各研修会等への参画を推進する。	消防本部 予防課
女性消防団の育成	女性消防団員の積極的な入団と活動しやすい環境整備に努め、女性消防団の育成を推進する。	消防本部 総務課
防災施策への反映	市防災計画に男女共同参画の視点が反映されるよう防災会議への女性登用を推進する。	危機管理課
避難所の運営	避難所運営に女性リーダーが参画し、意見が反映されるよう働きかけを行う。	

①男女間のあらゆる暴力の根絶への取組推進

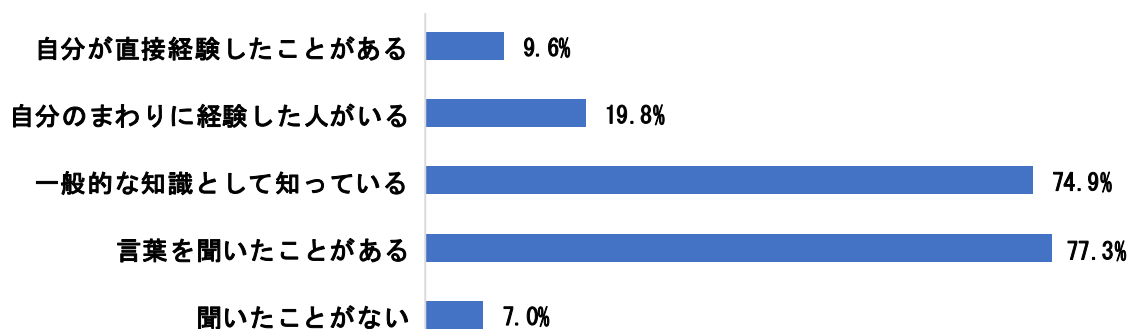
現状1

アンケート調査において、これまでにDVを経験したことがあると回答した人の割合は9.6%であり、約10人に1人が被害経験を持っています。

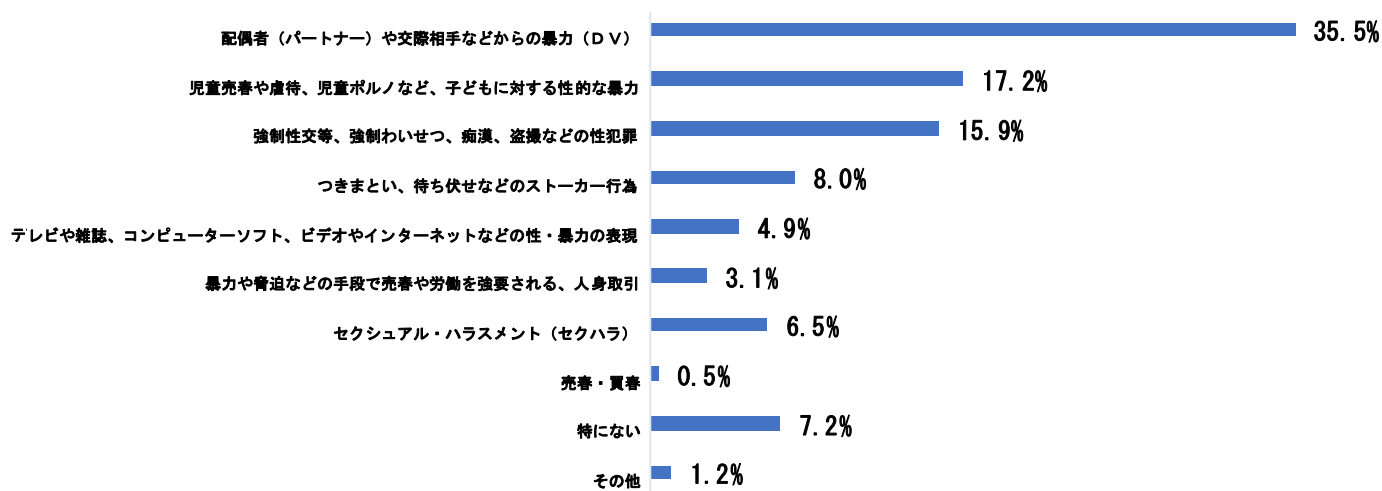
また、女性に対する暴力の中で最も対策が必要なものとして「配偶者(パートナー)や交際相手などからの暴力(DV)」が最多となるなど、市民の関心も高い状況にあります。

一方で、加害者側に「暴力を振るっている」という自覚がないケースや、被害者が「自分が悪い」と思い込み、誰にも相談できずに孤立してしまうケースも少なくありません。そのため、被害が潜在化しやすく、表面化した時には既に深刻な状況に陥っていることが多いのが現状です。

DVの経験や話を聞いたことがあるか



女性に対するあらゆる暴力で最も対策が必要だと思うこと



資料：令和6年市民アンケート調査

現状2

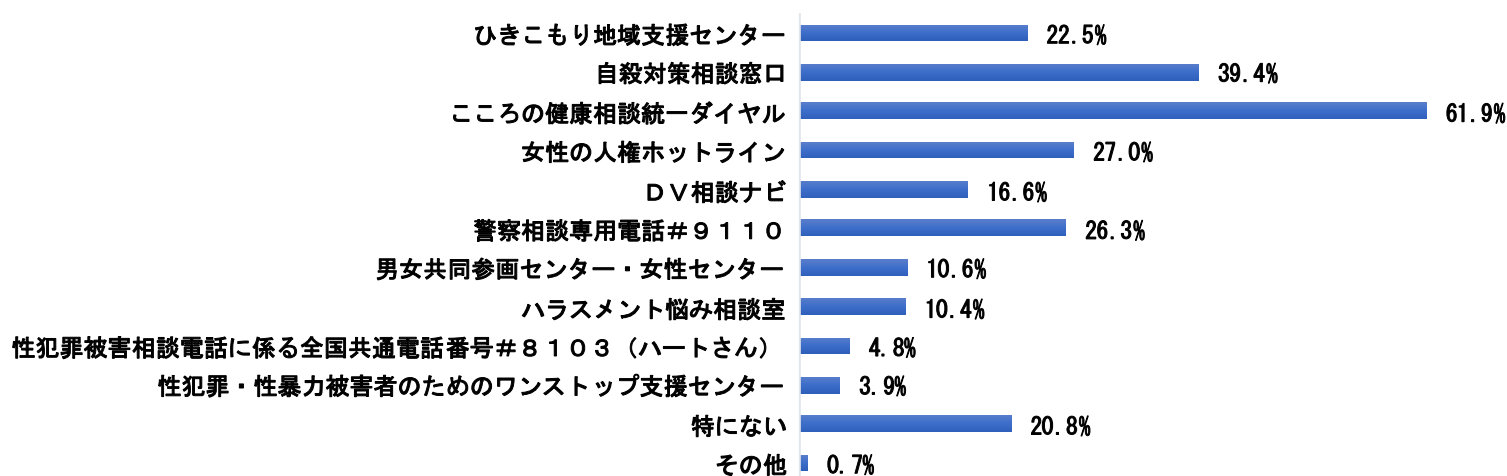
DV やさまざまな悩みに関する相談窓口の認知状況について、アンケート調査では、20.8%が「知っている窓口は特にない」と回答しており、必要な情報が十分に届いていない現状があります。

また、相談窓口に求める配慮として、「匿名で相談ができる(71.2%)」、「24 時間相談ができる(59.0%)」、「法的知識がある相談員がいる(55.3%)」などが上位に挙げられました。

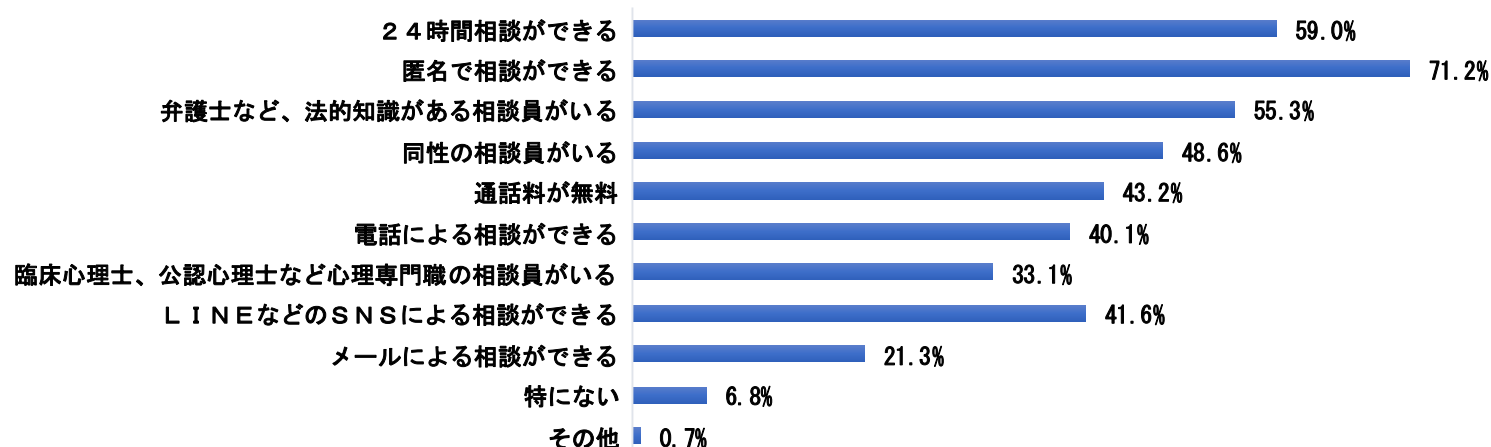
さらに、「相手に知られずに相談したい」「メール相談を強化してほしい」といった意見も寄せられており、相談に対する心理的なハードルや、時間・手段の制約が課題となっています。

加えて、男性被害者については、被害を認識しづらい、あるいは「男は強くあるべき」といった意識から、誰にも相談できず孤立しやすい傾向が見られます。

政府が設置している女性に対するあらゆる暴力や様々な悩みなどに関する相談窓口について知っているもの



女性に対するあらゆる暴力や様々な悩みなどに関する相談窓口などで配慮してほしいこと



資料：令和6年市民アンケート調査

取り組むべき課題

暴力の根絶に向けては、「暴力は重大な人権侵害であり、決して許されない」という意識啓発を、広報紙や SNS など多様な媒体を通じて徹底する必要があります。

また、被害者がためらわずに SOS を出せるよう、相談窓口の周知や、匿名相談など相談手段の多様化を図り、性別にかかわらず誰もが安心して相談できる体制の強化が求められます。

あわせて、関係機関や県の相談センターとの連携を密にし、被害者の安全確保を最優先とした切れ目のない支援体制を確立することが重要です。

■ 具体的取組

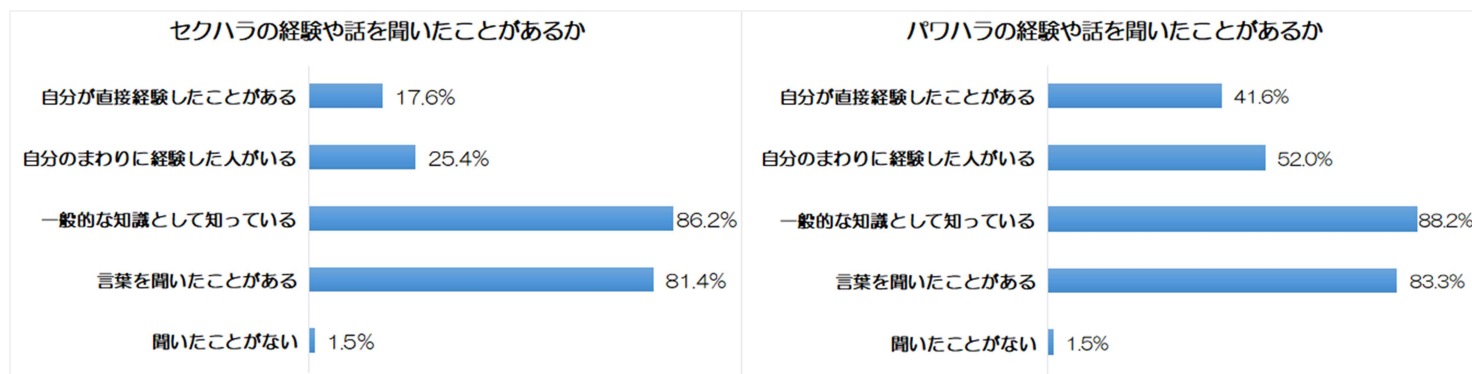
取組名	取組内容	担当課
相談体制の整備・充実	DV防止に関する啓発を進めるとともに、相談については関係各課及び県の専門相談員と連携し対応する。政府が設置している相談先の情報提供をする。	市民課 こども課 長寿福祉課
DV 対象者への支援	茨城県等の関係機関との連携を強化することにより、緊急的・一時的な保護・支援を行う。また相手方に対するDV被害者の住民情報の閲覧制限、DV 被害者のための支援措置を行う。	市民課
人権法務啓発・相談事業	人権法務の啓発体制を強化するとともに、相談体制の充実を図る。 無料相談所を開設し、人権擁護委員が相談に応じる。	
あらゆる暴力の根絶の推進	毎年 11 月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に市の広報紙を活用した DV 防止についての啓発強化を図る。	

② セクシュアル・ハラスメントなどの防止対策の推進

現状

アンケート調査において、自身のハラスメント被害経験を尋ねたところ、セクシュアル・ハラスメントは 17.6%、パワー・ハラスメントは 41.6% が「経験がある」と回答しました。

特に、性的な言動による不快感や、優越的な関係を背景とした言動は、個人の尊厳を傷つけ、働く意欲を阻害する大きな要因となっており、職場等における防止対策の徹底が急務となっています。



資料：令和 6 年市民アンケート調査

取り組むべき課題

職場や地域、学校などあらゆる場において、ハラスメントの防止に向けた意識啓発を行うとともに、被害に遭われた方が安心して相談できる支援体制の整備・充実が必要です。

特に、アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)が、意図せず加害者になってしまう温床となっていることに着目し、身近な言動を振り返る教育・研修の充実が求められます。

■具体的取組

取組名	取組内容	担当課
セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	セクシュアル・ハラスメントに関する情報等を提供し、意識の啓発を図る。	市民課
職員におけるハラスメント根絶に向けた取組の実施	職員に対し、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等のハラスメント対策の研修等を実施し、ハラスメントを未然に防ぐ意識啓発を行う。	総務課

※相談体制の整備・充実は GOAL I 基本施策4の①男女間のあらゆる暴力の予防と根絶への取組推進の取組と共通の内容として行います。

③ 性犯罪・性暴力への対策・ストーカー対策の推進

現状

アンケート調査において、対策が必要な暴力として「つきまとい、待ち伏せなどのストーカー行為」を挙げる市民は多く、ストーカー被害への不安や対策の必要性が強く認識されていることがうかがえます。▶31 ページ参照

取り組むべき課題

ストーカー事案や性犯罪を未然に防ぐため、地域ぐるみでの防犯活動の推進や、危険箇所への防犯灯設置など、犯罪の起きにくい環境整備が必要です。

また、犯罪被害に遭われた方の心身の苦痛や生活上の不利益を軽減するため、関係機関と連携した相談・支援体制の充実が求められます。

■具体的取組

取組名	取組内容	担当課
犯罪被害者対策支援事業	犯罪被害者等が必要とする施策を推進し、被害を被った心身の苦痛及び生活上の不利益等の軽減に向けた支援を行う。	生活環境課
防犯灯設置事業	危険箇所への設置を進める。	
防犯活動の推進	防犯連絡協議会と連携し、男女それぞれの視点から防犯活動を推進する。	

④ 児童虐待防止と相談支援体制の充実

現状

アンケート調査において、対策が必要な暴力として「児童売春や虐待、児童ポルノなど、子供に対する性的な暴力」は、多くの市民が深刻な課題として受け止めています。▶31 ページ参照

SNS の普及等により子供が性被害に遭うリスクが高まる中、これらに対する市民の不安や対策を求める声は根強く、早急な対応が必要とされる現状があります。

取り組むべき課題

子供たちが性暴力を認識し、被害に遭った場合に大人に SOS を出せるよう、低年齢からの性暴力・売買春等の防止に向けた啓発の充実が必要です。

また、児童虐待の防止に向けては、「オレンジリボン運動」等を通じた社会全体での意識啓発や、地域における早期発見・見守り体制の強化が求められます。

あわせて、家庭相談員等による専門的な相談支援体制を充実させ、関係機関と連携した早期対応・切れ目のない支援を行うことが重要です。

■ 具体的取組

取組名	取組内容	担当課
家庭相談事業	児童に関する相談を主に、児童を取り巻く様々な家庭問題について、家庭相談員が適切な援助を行う。	こども課
児童虐待の早期発見 早期対応	要保護児童対策地域協議会及び関係機関と連携しながら、虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努める。	
児童虐待の防止等に関する啓発	全ての子供の人權や児童虐待防止に向けた啓発を行う。	
性犯罪・売買春等の 防止対策の推進（性 教育推進事業）	児童・生徒に対する性的暴力や売買春等の防止に向けた啓発活動に取り組む。 性教育に関する授業への指導を行う。	学校教育課
	青少年に対する性的暴力や売買春等の防止に向けた啓発活動に取り組む。	生涯学習課

① 貧困など生活上困難な状況におかれている女性などへの支援

現状

ひとり親家庭や単身高齢者、障がいのある方など、経済的な困窮や社会的な孤立により、生活が厳しい状況にある人々がいます。

とりわけ女性においては、非正規雇用率の高さや単身世帯の増加等を背景に貧困リスクが高く、さらにDV被害や性被害などの問題が複合的に重なり合うことで、課題が一層複雑化・深刻化している状況にあります。

取り組むべき課題

ひとり親家庭など、経済的に厳しい状況にある人々に対し、子供の健全育成を図るための手当の支給や医療費助成による経済的負担の軽減及び安定した住居の確保に向けたセーフティネットの維持・充実が必要です。

また、複合的な困難を抱える人が地域で孤立することのないよう、関係機関と連携した相談体制を強化し、一人ひとりの状況に寄り添った自立支援を行うことが求められます。

■具体的取組

取組名	取組内容	担当課
児童扶養手当の支給	父又は母と生計を同じくしていない18歳の年度末(障がい児は20歳)までにある児童を養育する家庭等に対し、生活の安定と自立の促進を図るための手当を支給する。	こども課
医療福祉費の支給	必要とする医療を容易に受けられるよう医療保険などで病院にかかった場合の自己負担分を助成する。	医療保険課
生活困窮者自立支援相談	生活困窮者から相談を受けて、各関係機関と連携しながら、自立支援を促進する。	社会福祉課
住居確保給付金の支給	離職等により、経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、住居確保給付金を支給する。	

② 社会的困難を抱えている人が安心して暮らせる環境の整備

現状

高齢者、障がいのある方など、社会的困難を抱えている人々は、性別による固定的な役割分担意識や性差に関する偏見が重なることで、さらに複合的な困難を抱えやすい状況にあります。

こうした複合的な要因により、経済的な基盤の弱さや社会的な孤立、偏見・差別による被害などのリスクが高まる懸念があり、必要な支援が届きにくい実態があります。

取り組むべき課題

高齢者や障がいのある方など、社会的困難を抱えている人が安心して暮らすためには、介護保険サービスの充実や、身体・知的・精神障がいそれぞれの特性に応じたきめ細かな相談体制の整備が必要です。あわせて、専門家による健康相談やこころの健康相談の実施、関係機関との連携強化により、心身の健康を支える支援体制の充実が求められます。

さらに、多様性に関する正しい理解を促進するため、市のホームページ等を活用した相談窓口等の情報提供を積極的に進めていく必要があります。

■具体的取組

取組名	取組内容	担当課
介護保険制度	高齢者が、住み慣れた地域で必要なサービスを利用して安心して生活ができるように、介護保険サービスの充実を図る。	長寿福祉課
介護個別相談の実施	地域包括支援センター等において、個別相談に対応する。	
生活支援と相談の充実	身体・知的・精神それぞれの相談体制を整備(委託)し、福祉サービスの利用や医療機関の受診等に関する助言を行う。	社会福祉課
こころの健康相談	専門家によるこころの健康相談を実施するとともに、関係機関等と連携を図り支援体制を整える。	健康推進課
多様性に関する支援	市の広報紙等で多様性に関する相談窓口、支援など、情報を提供する。	市民課

③生涯を通じた男女の健康づくり支援

現状

本市の高齢化率は 41.3%(令和 7(2025)年 10 月 1 日現在)と極めて高く、人生 100 年時代を見据えた健康寿命の延伸が重要な課題となっています。

また、男女の身体的特徴やライフステージによって健康課題は異なり、特に女性は女性ホルモンの変化に伴う不調や、特有のがん(乳がん・子宮がん等)のリスクを抱えるなど、性差に応じた健康支援が必要とされる状況にあります。

取り組むべき課題

市民が自らの健康を維持できるよう、ライフステージに合わせた保健指導や、健康保持・増進のための食育、体力向上活動への支援充実が必要です。

特に、女性特有のがん検診の受診勧奨をはじめ、男女それぞれの特性に応じた検診受診率の向上を図り、病気の早期発見・早期治療につなげることが求められます。

■ 具体的取組

取組名	取組内容	担当課
健康教育の推進	健診の結果に基づき以下の保健指導や相談会を実施し、ライフコースに合わせた健康づくりを支援する。 ・特定保健指導 ・情報提供対象者への保健指導 ・健診結果相談会 ・食育の推進	健康推進課
健康の保持増進対策の推進	女性特有のがん検診の受診勧奨及び乳房を意識する生活習慣(ブレスト・アウェアネス)の普及・啓発を図る。習慣的な運動の継続につながるような情報提供や啓発活動を行いライフコースに合わせた男女の健康づくりを支援する。	
高齢者の健康づくりの推進	高齢者健診結果に基づく保健指導及び、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施におけるハイリスク者への保健指導を実施し、ライフコースに合わせた健康づくりを支援する。	
母子保健事業	妊娠中から子育て期まで、健やかに過ごし安心して出産、育児に向き合えるよう、各種健診、相談事業をとおして不安や心配事の軽減を図る。また、妊娠前からの健康づくりとして、若い世代向けのプレコンセプションケアの周知・啓発を図る。	
職場における心身の健康対策	疾病の予防、早期発見等を目的に実施する年1回の定期健診(人間ドック利用を含む)の受診を徹底する。ストレスチェックやメンタルヘルス相談業務を専門機関に委託し実施することで、職員のこころのケアに取り組む。	総務課
介護予防・生きがい活動支援事業の推進	高齢者への身近な相談体制や生活支援を強化し、健康の維持や介護予防の推進を効果的に支援するため、健康チェック・運動・レクリエーション等のQOL向上のための活動を実施する。(地域包括支援センター等への委託)	長寿福祉課
スポーツ振興と推進体制の充実	地域のスポーツの発展に寄与することを目的に、多様なスポーツの指導者を派遣することにより推進体制の一層の充実を図る。	文化スポーツ課
高齢者を対象とした講座の開催	高齢者を対象に、生涯を通じて学び、生きがいを持てるような講座を開催する。	生涯学習課

④子供が健やかに育つ生活環境づくり

現状

スマートフォンや SNS の普及により、子供たちを取り巻く環境は大きく変化しています。インターネットを介して面識のない人と容易につながることができる一方で、誰もが犯罪やトラブルに巻き込まれ、被害者にも加害者にもなり得るリスクが高まっています。

こうした中、子供たちをあらゆる暴力から守るための教育や相談体制の強化に加え、心身の変化が大きい思春期における保健指導など、きめ細かな対応の必要性が高まっています。

取り組むべき課題

児童生徒が抱える悩みや不安は複雑化しており、スクールソーシャルワーカーの活用や教育相談体制の充実により、一人ひとりの心に寄り添ったきめ細かなケアが必要です。

また、学校教育を通じて「命の大切さ」について考える機会を設けます。

■具体的取組

取組名	取組内容	担当課
児童生徒の教育相談の実施	教育相談員やスクールソーシャルワーカーを配置し、不安や悩みをもつ児童生徒の心のケアを図る。	学校教育課
思春期の保健指導の推進	学校で命の大切さについて考える機会を持ち、関係機関と連携を図る体制づくりを推進する。	

■GOAL I の目標指標

	目標指標	指標の考え方	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和12年度)	担当課
基本施策 1	政策・方針決定過程への女性の参画促進	審議会・委員会等の委員に占める女性の割合	33.0%	40.0%	市民課
	特定事業主行動計画の推進	市職員の管理職にある職員に占める女性職員の割合（一般行政職）	7.5%	8.0%	総務課
基本施策 2	地域子育て支援事業（センター型）	男性の育児参加を促す講座又はイベントの実施回数	1 回	3 回	こども課
	地域子育て支援事業（ひろば型）	男性の育児参加を促す講座又はイベントの実施回数	1 回	3 回	
	次世代育成支援対策事業	市職員の育児休業取得割合	女性 100% 男性 0%	女性 100% 男性 14%	総務課
	ファミリーサポート事業	援助会員、利用会員を増やし、利用を促進	援助会員 47 名 利用会員 138 名	援助会員 50 名 利用会員 150 名	社会福祉課
基本施策 3	市民学級の推進	市内で活躍している団体、グループの支援団体数	1 団体	3 団体	生涯学習課
基本施策 4	DV 相談窓口（DV 相談ナビ）の認知度（アンケート調査）	配偶者等からの暴力に対する相談窓口の認知度の増加	男性 12.2% 女性 19.5% ※アンケート調査	男性：70% 女性：70%	市民課
基本施策 5	オレンジカフェ（認知症に関するカフェ）の実施圏域拡大	オレンジカフェ実施圏域の拡大	4 圏域	7 圏域	長寿福祉課

GOAL II

男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

基本施策1

男女共同参画の視点に立った慣行の見直しと意識の改革

①男女共同参画の視点に立った慣行・制度などの見直し

現状1

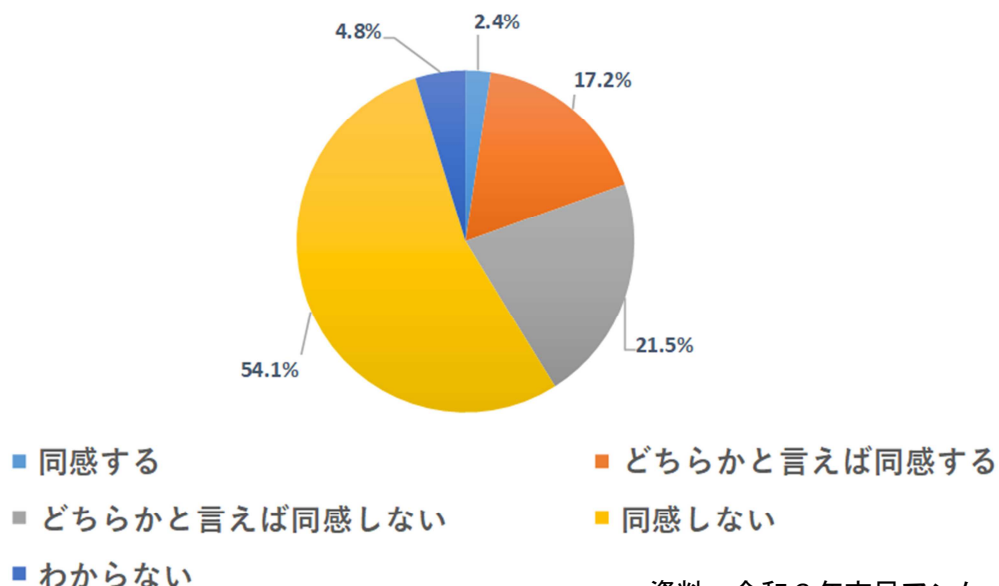
これまで、男女共同参画を推進するための様々な取組がなされてきましたが、男女共同参画があらゆる立場の人にとって必要だということが十分に理解されてきたとはいえません。

市の施策は、社会経済活動を対象に展開され、当該施策に伴って生じる影響も広範多岐にわたるため、男女共同参画に関係ない施策であっても、現実には男女が置かれている立場に対する配慮が欠けると、男女の格差を固定的あるいは拡大させるなど男女共同参画の推進に逆行するような影響を及ぼす可能性があります。

現状2

アンケート調査によると、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について、「同感する(2.4%)」と「どちらかと言えば同感する(17.2%)」を合わせた回答は 19.6%でした。依然として 2 割の人が固定的な性別役割分担意識を持っていることがわかります。

「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について



資料：令和6年市民アンケート調査

取り組むべき課題

市民一人ひとりが、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するためには、社会に根強く残る固定的な性別役割分担意識や慣行の見直しが必要です。男女共同参画に関する継続的な情報提供や学習機会の提供を通じて、市民の意識啓発を図るとともに、施策の効果を測定するための意識調査を定期的を実施し、計画の改善につなげていく必要があります。また、市では、あらゆる施策の策定及び実行に際し、それが男女にどのような影響を及ぼすのかを点検した上で、その影響に十分配慮します。

■ 具体的取組

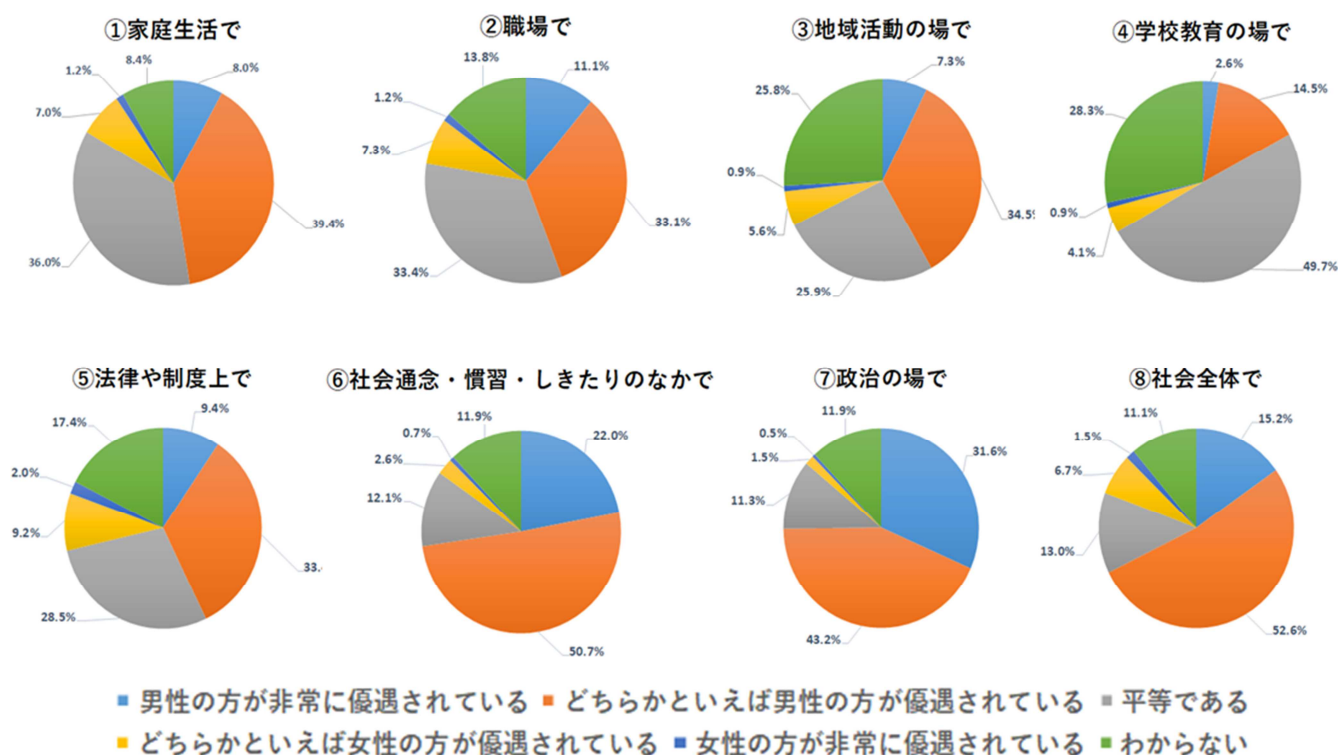
取組名	取組内容	担当課
男女平等の視点に立った講座等の開催	男女平等の視点に立ち、家事、育児、介護の講座等を開催する。	市民課
男女平等の視点に立った施策の進行管理	男女共同参画計画に掲載されている「具体的取組」について男女共同参画の視点を踏まえた進行管理を行う。	
男女平等の視点に立った施策の策定・実施	男女平等の視点に立った施策の策定・実施を行う。	全課

② 人権の尊重と法制度の理解・男女平等意識の啓発推進

現状

アンケート調査によると、「社会通念・慣習・しきたり」や「政治の場」では、「男性の方が優遇されている」と回答している方が7割を超えており、不平等感が根強く残っています。社会に根付くアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）が、人々の生き方の選択を狭める一因となっています。

これは、法制度の整備だけでなく、人権尊重の理念に基づいた一人ひとりの意識改革が重要であることを示唆しています。年齢や性別にかかわらず、誰もが生涯を通じて学び続けられる機会を提供し、人権尊重意識を高めていくことが求められます。



資料：令和6年市民アンケート調査

取り組むべき課題

全ての人がお互いの人権を尊重し、男女が平等な社会の一員として責任を分かち合う社会を築くためには、人権教育・啓発活動を継続的に推進する必要があります。特に、学校教育や生涯学習の場を通じて、人権尊重の重要性や男女平等に関する法制度への理解を深める取組が重要です。

■ 具体的取組

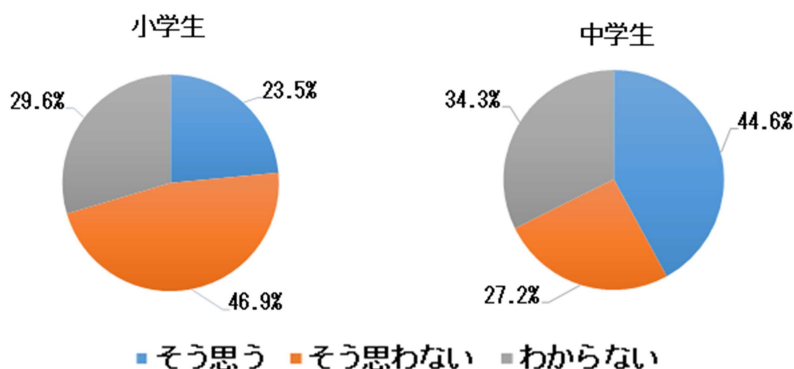
取組名	取組内容	担当課
男女共同参画の意識啓発	市の広報紙やホームページで、男女共同参画に関する情報等を提供し、意識の啓発を図る。	市民課

③ 男女共同参画の視点に立った子供の人権の尊重

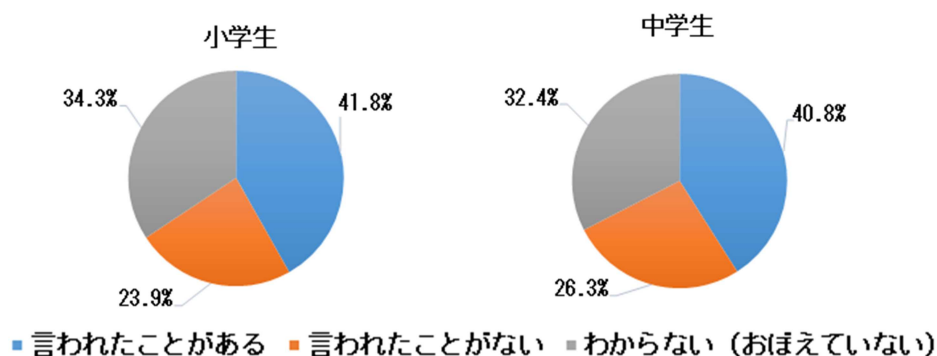
現状

令和6(2024)年に実施した小中学生対象のアンケート調査では、学校生活において男女が平等であるという認識が比較的高く、教育現場における男女平等の推進が一定の成果を上げていることがうかがえます。しかし、家庭や地域社会に目を向けると、依然として「男の子だから」「女の子だから」といった固定観念に基づく関わりが見受けられることがあります。次世代を担う子供たちが、性別によって左右されることなく、健やかに成長できる環境を整えることが重要です。

学校にいる時、男子と女子は平等だと思いますか



おとなの人に「男だから〇〇しなさい」や「女だから〇〇しなさい」のように言われたことがありますか



資料：令和6年小中学生アンケート調査

取り組むべき課題

子供たちが、幼い頃から男女平等の意識を自然に身につけ、一人ひとりが持つ個性や能力を最大限に発揮できるよう、学校・家庭・地域が連携して取り組む必要があります。発達段階に応じた継続的な教育を通じて、多様な生き方を尊重する態度を育むとともに、子供自身の声に耳を傾け、その人権を尊重する視点が不可欠です。

■ 具体的取組

取組名	取組内容	担当課
子供の頃からの意識啓発	学校教育の中で、子供に対して、男女共同参画の理解を促進し、意識啓発を図る。	学校教育課
	地域活動の中で、子供や若い世代に対して、男女共同参画の理解を促進し、意識啓発を図る。	市民課
男女共同参画講座の実施	男女共同参画について理解を深めるため、まちづくり講座のメニューである男女共同参画講座を要請に応じて実施する。	

基本施策2

教育・メディア等を通じた意識改革・理解の促進

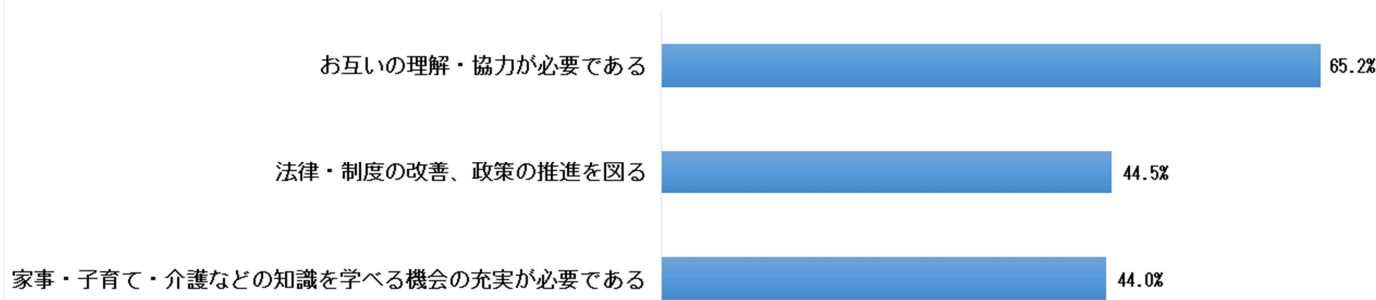
① 男女共同参画を推進する教育の充実と情報の収集・提供

現状

アンケート調査では、男女平等社会の実現のために重要だと思うこととして、「お互いの理解・協力が必要である」が65.2%と最も多く、次いで「法律・制度の改善、政策の推進を図る(44.5%)」、「家事・子育て・介護などの知識を学べる機会の充実が必要である(44.0%)」となっており、教育や啓発への期待が高いことがわかります。

また、広報紙やホームページなどのメディアは、男女共同参画に関する情報を広く市民に届けるための有効な手段ですが、その内容や伝え方には一層の工夫が求められています。

社会全体で男女がもっと平等になるために重要だと思うこと



資料：令和6年市民アンケート調査

取り組むべき課題

学校教育においては、発達段階に応じて男女共同参画の視点を取り入れた教育を体系的に進める必要があります。また、市民に対しては、広報紙やウェブサイトなど多様な媒体を活用し、男女共同参画に関する最新の情報や市の取組を分かりやすく、継続的に発信していくことが重要です。

■ 具体的取組

取組名	取組内容	担当課
男女共同参画に関する関係情報の収集・提供	男女共同参画に関する資料や情報等を収集し、市の広報紙やホームページを通じ提供する。	市民課
男性の育児家事参加に関する学習機会の提供	マタニティ教室(プレパパママ教室)を実施し、妊婦やその夫・家族に対して妊娠出産、育児についての知識普及や実技体験を通して、親になるための準備をする機会を提供する。また、出産、産後の協力体制を確認し、家族で協力して育児や家事に取り組む大切さを伝える。	健康推進課
育児参加機会の提供	「親向け講座」や「子育て広場講座」において、父親参加型の講座を実施し、親子のふれあいや、育児参加機会の提供を行う。	こども課
男性の家事参加に関する学習機会の提供	男性を対象にして料理教室を開催し、家事への参加、生涯学習を通じた生きがいを持てるような講座を開催する。	生涯学習課
男性の介護予防教室等の参加に関する機会の提供	通いの場等を活用し、フレイル予防の重要性を理解し、健康づくりへの意識を高めるとともに、生活習慣の改善につなげる教室を実施する。	長寿福祉課
男女共同参画に関する意識調査の定期的実施	市民に対し、男女共同参画に関する意識調査を実施し、状況を把握するとともに意識づくりの推進に活用する。	市民課

② 教育の場における男女共同参画の教育・学習機会の充実

現状

小中学生アンケートの結果から、学校教育における男女平等意識は比較的高く、教育現場での取組が浸透しつつあることが示されています。教職員が男女共同参画について正しい知識と指導力を身につけることは、子供たちの意識形成に大きな影響を与えます。教育の場における継続的な研修や学習機会の提供が不可欠です。▶43 ページ参照

取り組むべき課題

全ての児童生徒が、性別にかかわらず、自分らしく生き生きとした学校生活を送れるよう、教職員を対象とした男女共同参画に関する研修を充実させる必要があります。また、人権教育の一環として、男女平等について考える機会を授業の中に積極的に取り入れていくことが求められます。

■ 具体的取組

取組名	取組内容	担当課
個性を重視した児童生徒への指導	全ての教育活動において性別にとらわれることなく、本人の適性・希望をふまえながら、多様な生き方を選択することの大切さについて考えを深めていく。	学校教育課
人権尊重意識啓発事業	児童生徒に人権意識を啓発するため、人権に関する書道や作文を募集し活用を行うほか、人権教室を開催し、理解の促進を図る。	市民課

③ 家庭や地域における教育・学習機会の提供

現状

男女共同参画社会の実現には、学校だけでなく、その基盤となる家庭や地域社会における意識改革が不可欠です。市民が生涯にわたって学習を続け、男女共同参画についての理解を深めることができるよう、多様な学習機会を提供していくことが重要です。

取り組むべき課題

市民一人ひとりが、年齢や性別にかかわらず、自らの関心やライフステージに応じて主体的に学習活動に参加できるよう、多様な講座や教室を企画・提供する必要があります。特に、地域活動の担い手や保護者を対象とした学習機会を充実させ、家庭や地域から男女共同参画を推進する機運を高めていくことが求められます。

■ 具体的取組

取組名	取組内容	担当課
各種講座・教室の開催	年齢・性別を問わず、生涯を通じて各人が自由に選択できる学習の機会として各種講座を開催する。	生涯学習課
	市内にお住まいの方を対象に、生涯を通じて学び、生きがいを持てるような講座を開催する。	

① 国際交流及び多文化共生の促進

現状

本市においても外国人が増加しており、文化や習慣の異なる人々が共に安心して暮らせる多文化共生社会の実現が課題となっています。国際交流を通じて、多様な価値観に触れ、相互理解を深めることは、男女共同参画の意識を高める上でも重要です。

取り組むべき課題

外国人が地域社会で孤立することなく、市民と交流しながらその能力を発揮できるよう、交流の機会を創出するとともに、必要な情報提供や支援を行う必要があります。また、市民が異文化への理解を深め、共に地域を支える一員として外国人を受け入れる意識を醸成することが重要です。

■ 具体的取組

取組名	取組内容	担当課
国際交流の促進	外国人と市民との交流の場を設け、相互理解と友好親善を図る。	定住推進課

② SDGs(持続可能な開発目標)の実現

現状

平成27(2015)年に国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」では、ゴール5に「ジェンダー平等の実現」が掲げられ、男女共同参画の推進は世界共通の目標となっており、その理念や目標、特にジェンダー平等との関連について、市民の理解を深めていく必要があります。

取り組むべき課題

SDGsの理念を広く市民に普及させ、持続可能な社会の実現に向けた取組を推進する必要があります。特に、ゴール5「ジェンダー平等の実現」が、貧困や教育、平和など他の目標達成の基盤となる重要な目標であることを周知し、市民一人ひとりが自分ごととして捉え、行動変容につなげていくための啓発活動が求められます。

■ 具体的取組

取組名	取組内容	担当課
ジェンダー平等についての理解	総合的な学習の時間を核として、SDGsの目標実現に向けて、テーマを設定し、調べ、自立解決を図りながら、持続可能な開発目標についての学びを深めていく。	学校教育課

■GOALⅡの目標指標

	目標指標	指標の考え方	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	担当課
基本施策 2	男性の育児参加を促す講座又はイベントの実施回数	「親向け講座」や「子育て広場」において、父親参加型の講座を実施し、親子ふれあいや、育児参加機会の提供を行う。	1回	3回	こども課
	定期講座として、通年・前期・後期講座の講座数	年齢・性別を問わず、生涯を通じて各人が自由に選択できる学習の機会として各種講座を開催する。	38 講座	40 講座	生涯学習課
	1日から2日で開催する単発講座数	市内にお住まいの方を対象に、生涯を通じて学び、生きがいを持てるような講座を開催する。	10 講座	13 講座	

資料編

1. 策定経緯

年月日	内容
令和 6 年度	
4 月 25 日	■第 1 回常陸大宮市男女共同参画推進会議 ・ 令和 5 年度常陸大宮市男女共同参画計画進捗結果について ・ 令和 6 年度事業計画（案）について ・ ダイバーシティ情報紙 編集委員の設置について
5 月 17 日	■第 1 回常陸大宮市男女共同参画推進連絡会 ・ 令和 5 年度常陸大宮市男女共同参画計画進捗結果について ・ 令和 6 年度常陸大宮市男女共同参画計画基本目標・基本施策について ・ 令和 6 年度常陸大宮市男女共同参画推進連絡会 年間計画について
5 月 31 日～ 6 月 21 日	■小・中学生アンケート調査 調査対象：市内の小学 5 年生、中学 2 年生 調査方法：小・中学校での配布・WEB 回収 配布数：528 票 回収数：425 票（回収率：80.5%）
6 月 3 日～ 6 月 21 日	■職員 WEB アンケート 調査方法：庁内システムによる配布回収 回答数：488 票
6 月 4 日～ 6 月 21 日	■常陸大宮市男女共同参画社会に関するアンケート調査 調査対象：市内居住している 18 歳以上の市民 調査方法：郵送による配布 WEB フォームによる回答 配布数：2,000 票 回収数：586 票（回収率 29.3%）
7 月 4 日	■第 2 回常陸大宮市男女共同参画推進連絡会 ・ 茨城県ダイバーシティ推進センター防災研修会 ・ 常陸大宮市防災研修会（総務部危機管理課）
8 月 1 日	■第 2 回常陸大宮市男女共同参画推進会議 ・ 委嘱状交付 ・ 令和 6 年度事業計画について ・ 令和 7 年度スケジュール（案）について ・ 男女共同参画推進情報誌について ・ 男女共同参画 啓発ブックリストの更新について

12月9日	■第3回常陸大宮市男女共同参画推進会議 ・男女共同参画研修 ・令和6年度中間報告について ・男女共同参画推進情報紙について ・令和7年度スケジュールについて
令和7年度	
5月28日	■第1回常陸大宮市男女共同参画推進連絡会 ・令和6年度常陸大宮市男女共同参画計画進捗結果について ・令和7年度常陸大宮市男女共同参画計画基本目標・基本施策について ・令和7年度常陸大宮市男女共同参画推進連絡会年間計画（案）について
6月20日	■第1回常陸大宮市男女共同参画推進会議 ・令和6年度常陸大宮市男女共同参画計画進捗結果について ・令和7年度事業計画（案）について ・市民アンケート結果について
8月1日	■常陸大宮市男女共同参画推進連絡会職員研修 ・茨城県ダイバーシティ推進センター子育て研修会
9月25日	■第2回常陸大宮市男女共同参画推進連絡会 ・第4次常陸大宮市男女共同参画計画について ・男女共同参画に関するテーマの意見交換 ・計画のスローガンの検討
11月28日	■令和7年度第2回常陸大宮市男女共同参画推進会議 ・第3次常陸大宮市男女共同参画計画中間報告について ・第4次常陸大宮市男女共同参画計画素案（方向性）について ・男女共同参画啓発ブックリスト（案）について
1月30日	■令和7年度第3回常陸大宮市男女共同参画推進会議 ・第4次男女共同参画計画素案について ・第4次男女共同参画計画のスローガンについて

2. 常陸大宮市男女共同参画推進会議

設置要綱

○常陸大宮市男女共同参画推進会議設置要綱

平成 18 年 5 月 31 日

訓令第 59 号

改正 平成 21 年 4 月 24 日訓令第 43 号

(設置)

第 1 条 男女共同参画意識の向上を図り、参画社会の形成を目指すために、常陸大宮市男女共同参画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項について検討及び協議するものとする。

- (1) 男女共同参画計画の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する調査、研究及び市長に対する意見の具申
- (3) その他男女共同参画に関する必要な事項

(構成員)

第 3 条 推進会議は、12 人以内の委員をもって構成する。

2 委員は、男女共同参画社会づくりに関心と識見を有する者の中から市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 推進会議委員の任期は、2 年とする。ただし再任することができる。

2 委員に欠員が生じた場合は、直ちに後任者を定めなければならない。この場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 推進会議に、委員長及び副委員長を各 1 人置くものとし、委員の互選によりこれを選任する。

2 委員長は、推進会議を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進会議は、必要に応じて委員長が招集し、その会議の議長となる。

(意見聴取)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に推進会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 推進会議の庶務は、所管課において処理する。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年訓令第 43 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

常陸大宮市男女共同参画推進会議委員名簿

令和 8 年 3 月 31 日現在

No.	氏 名	備 考
1	後 藤 悟 子	委員長 NPO 法人 虹のポケット
2	菊池 美也子	副委員長 MK キャリアラボ、常陸大宮市ひたまる先生会
3	西 村 和 也	医療法人 博仁会
4	楠 加 代 子	いばらきコープ コープヘルパーステーション
5	長 田 華 子	茨城大学 人文社会科学部 法律経済学科
6	廣木 なほ子	常陸大宮市国際交流協会
7	松 原 枝 里	元常陸大宮市地域おこし協力隊
8	橋 本 健 司	農業
9	岩 間 真 嗣	イリソ電子工業株式会社
10	木 内 治	常陸大宮市温泉事業株式会社 四季彩館
11	戸崎 実妃子	元気な郷づくり株式会社 道の駅常陸大宮～かわプラザ～
12	間 宮 由 貴	社会福祉法人聖泉福祉会 聖愛保育園

3. 常陸大宮市男女共同参画推進連絡会

設置要綱

○常陸大宮市男女共同参画推進連絡会設置要綱

平成 16 年 12 月 13 日

訓令第 2 号

改正 平成 21 年 4 月 24 日訓令第 43 号

平成 29 年 3 月 30 日訓令第 27 号

(設置)

第 1 条 男女共同参画社会の形成の促進を図るため、常陸大宮市男女共同参画推進連絡会(以下「連絡会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 連絡会は、次の各号に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 男女共同参画に係る意識の実態調査に関すること。
- (2) 地域社会における男女共同参画の促進に関すること。
- (3) 男女共同参画に係る広報・普及活動の推進に関すること。
- (4) 男女共同参画プランに関すること。
- (5) その他男女共同参画について必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第 3 条 連絡会は、会長、副会長及び会員をもって構成する。

2 会長及び副会長は、会員の互選により各 1 名選出する。

3 会員は、別に定める部署の職員のうちから、当該部署の長の推薦を受け、市民生活部長が指定する。

(会長及び副会長)

第 4 条 会長は、連絡会を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 連絡会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、会員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第 6 条 連絡会の庶務は、市民生活部市民課において処理する。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

令和7年度常陸大宮市男女共同参画推進連絡会会員名簿

令和8年3月31日現在

所 属 部 局	所 属 課	性別	職 名	氏 名
総務部	総務課	女	主幹	鈴木 佑衣
	財政課	女	主幹	市毛 景
	危機管理課	男	主査	小室 孝一
企画部	秘書広聴課	男	主幹	村越 俊貴
	企画政策課	女	主幹	佐藤 麗
地域創生部	地域創生課	女	主幹	横山 槇子
	定住推進課	女	係長	滑川 真衣
	山方支所	男	主査	長山 崇
	美和支所	男	係長	野上 佳明
	緒川支所	女	主幹	馬場 愛里
	御前山支所	男	主任	瀧 智彦
市民生活部	生活環境課	男	主任	笠井 涼平
	税務徴収課	女	係長	金子 奈都子
保健福祉部	社会福祉課	男	主任	小瀧 徳行
	こども課	女	主幹	黒沢 好実
	長寿福祉課	女	課長補佐	富田 順子
	医療保険課	女	主査	大越 治美
	健康推進課	女	主任栄養士	間宮 沙織
産業観光部	農林振興課	女	主幹	浅川 佳奈
	商工観光課	男	主幹	浅川 聡史
建設部	都市計画課	女	主任	大曾根 ひかり
	駅周辺整備推進課	男	主幹	小野瀬 和弥
	土木建設課	男	係長	宇留野 竜太
上下水道部	総務経営課	男	係長	秋山 大祐
	施設管理課	男	技幹	住谷 勇祐
	会計課	女	係長	神長 佑子
議会	議会事務局	男	係長	和田 宏昭
農業委員会	農業委員会事務局	男	主査	木村 祐一
教育委員会	学校教育課	女	主幹	梶山 明日香
	生涯学習課	男	主査	大賀 邦宏
	文化スポーツ課	女	主幹	石川 優水
消防本部	総務課・警防課・予防課	男	主任	菊池 優介

※敬称略

4. 男女共同参画に関連する法律

男女共同参画社会基本法 平成十一年法律第七十八号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（連携及び協働の促進）

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （令和七年六月二七日法律第八〇号）

（施行期日）

- 1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）の施行の日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。
（政令への委任）
- 2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十七年法律第六十四号

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項

ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

- 2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日
二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年三月三十一日法律第一二二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と）を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

（政令への委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和七年六月一日法律第六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条に一項を加える改正規定及び同法第三十八条第一項の改正規定（「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改める部分に限る。）、第三条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律附則第二項（見出しを含む。）の改正規定（「令和八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改める部分に限る。）並びに第四条中女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二条第一項の改正規定、同法第五条第二項第三号の改正規定及び同法附則第二条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第三条、第七条、第八条の二及び第十六条の規定 公布の日

二 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第四条の規定（同号に掲げる改正規定及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条の改正規定を除く。）並びに附則第六条の規定及び附則第十三条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十七条の四の改正規定（「昭和四十一年法律第百三十二号」の下に「第二十七条の三第一項、」を加える部分に限る。） 令和八年四月一日

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第八条の二 政府は、特定受託事業者（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）第二条第一項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。）が受けた業務委託（同法第二条第三項に規定する業務委託をいう。）に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有する者の言動であって、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者（同条第二項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条において同じ。）が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 平成十三年法律第三十一号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条の四）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条―第三十一条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。
- 第二章 配偶者暴力相談支援センター等
（配偶者暴力相談支援センター）
- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
 - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五号、第八号の三及び第九号において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
（女性相談支援員による相談等）
- 第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。
（女性自立支援施設における保護）
- 第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。
（協議会）
- 第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
 - 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
 - 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
 - 5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
（秘密保持義務）
- 第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
（協議会の定める事項）
- 第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
- 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。)を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電

気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）（第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。

十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為を行うこと。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。
（退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大いだと認めるに足りる申立ての時の事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いだと認めるに足りる申立ての時の事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。
(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かななければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二

百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第一百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第一百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第一百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第一百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第一百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第一百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第一百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第一百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第一百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第一百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して

第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

- 2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
 - 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年五月二五日法律第五二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 （令和五年五月一九日法律第三〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（保護命令事件に係る経過措置）

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置）

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。）を準用する」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和五年六月一四日法律第五三号） 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第四百八十三条の改正規定、同法第四百八十九条の改正規定及び同法第四百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第百五十一条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 （令和七年一二月一〇日法律第八四号）

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和四年法律第五十二号

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）
- 第四章 雑則（第十六条—第二十二条）
- 第五章 罰則（第二十三条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性等その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

。（都道府県基本計画等）

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

（女性相談支援センター）

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

（女性相談支援センターの所長による報告等）

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

（女性相談支援員）

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

（女性自立支援施設）

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

（民間の団体との協働による支援）

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二條第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

（教育及び啓発）

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県等の補助）

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担及び補助）

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

（婦人補導院法の廃止）

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一五日法律第六六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日



第4次常陸大宮市男女共同参画計画

令和8年6月 発行

常陸大宮市 市民生活部 市民課

〒319-2292 茨城県常陸大宮市中富町 3135-6

TEL:0295-52-1111

<https://www.city.hitachiomiya.lg.jp/>